

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第3号)

平成21年3月4日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	平 野 龍 司	議員
3番	山 田 英 明	議員	4番	近 藤 郁 子	議員
5番	中 村 定 志	議員	6番	三 浦 桂 司	議員
7番	石 橋 敏 明	議員	8番	平 野 敬 祐	議員
9番	安 井 明	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	一 色 美 智 子	議員	12番	松 山 廣 見	議員
13番	前 山 美 恵 子	議員	14番	榊 原 杏 子	議員
15番	山 盛 左 千 江	議員	16番	堀 田 勝 司	議員
17番	坂 下 勝 保	議員	18番	矢 野 清 實	議員
19番	月 岡 修 一	議員	21番	村 山 金 敏	議員
22番	伊 藤 清	議員			

2. 欠席議員

20番 石 川 清 康 議員

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	樋 口 克 紀 君
議事課長補佐	成 田 宏 君	庶務担当係長	深 谷 義 己 君
兼議事担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	竹 原 寿 美 雄 君
健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	山 崎 力 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消 防 長	近 藤 和 則 君
教育部長	野 田 誠 君	市民部次長	柴 田 二 三 夫 君
		兼環境課長	
健康福祉部次長	畑 中 則 雄 君	健康福祉部次長	神 谷 巳 代 志 君

兼高齢者福祉課長
経済建設部次長 前野宏光君
企画政策課長 横山孝三君
監査委員事務局長 高橋芳行君

兼保険年金課長
経済建設部次長 三冶金行君
兼都市計画課長
総務課長 荒川恭一君

5. 議事日程

(1) 一般質問

山盛左千江 議員
一色美智子 議員
伊藤 清 議員
前山美恵子 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に15番 山盛左千江議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、市政改革の会を代表いたしまして、山盛左千江が代表質問させていただきます。

まず、市長の施政方針並びに平成 21 年度予算から、今回4項目について質問をさせていただきます。

その1項目目、市長の経営理念についてお伺いいたします。

市長は施政方針の中で、「現状維持は恥、改善改革は誇りを基本方針にした財政健全

化、新施策の展開」を、また「慣れ親しんだ制度や慣行との決別」「逆境を改善のチャンスととらえる」「工夫をこらした新たな手法にも挑戦」と、過去からの脱却、改革の意欲を感じさせる言葉を多く使われ、市長の強い意気込みをアピールされました。

「その気になれば、やることは幾らでもある」とも言われましたが、言いかえれば職員がやる気にならなければ、やるべきことすらできないということにもなります。

厳しい財政状況の中、やる気とエネルギーをわき立たせることは必要ですし、大いに頑張っていたいただきたいところですが、どれだけの職員が市長の経営理念を理解し、実行できたでしょうか。21年度予算を見ると、市長の売りでもある民間企業の経営が生かし切れていない、踏み込みの甘さを感じます。

職員のみならず、市民や議員にも市長の理想とする経営理念がわかるよう、解説と補足説明をいただきたく質問をいたします。

- ①施政方針及び予算において、「誇り」といえる財政健全化とは何を指すのでしょうか。
- ②「慣れ親しんだ制度や慣行と決別」した部分は、どこでしょうか。
- ③「新たな手法」とは、何ですか。

この新たな手法につきましては、代表質問の最後に改めて質問をさせていただきますので、答弁はそのときまで控えていただきますよう、お願いをいたします。

2項目目、歳出抑制とコスト縮減についてお聞きいたします。

市政改革の会は、これまで幾度となく入札や委託の問題を取り上げてまいりました。工事費や委託料は人件費に次ぐ大きな支出であり、財政難がより深刻化し、事業の選択が迫られる中で、欠くことのできない暮らしに直結する福祉や教育などの予算を確保するためにも、厳しくメスを入れなければならない部分だと考えます。

まず、一般競争入札について質問いたします。

東郷町が平成19年から一般競争入札の対象工事を5,000万円以上とし、入札参加資格は県内と広げています。日進市も昨年、1億5,000万円以上から一挙に5,000万円以上に下げ、参加資格の制限も市内業者との限定はしていません。その上、21年度中に1,000万円への引き下げを検討中とお聞きいたしました。

本市は昨年9月議会で、5,000万円ぐらいへの引き上げを検討していると答弁がありましたが、いまだ1億円以上のままで、一向に見直しの気配がありません。どうなっているのでしょうか。

次に、指名競争入札の問題について。

公園の樹木剪定や草刈りなどの委託業務は、市内造園業者の数に合わせて業務を分割し、市内業者に限定して指名競争入札をしています。これでは競争性が働かないと、過去の例からも指摘し、改善を求めてまいりました。

市長は、市内の業者が全部つぶれてしまうと、税金をいただけないといけなから、叱咤激励しながらやっていくが、競争は大事だと思うと、そう答弁されました。その後の進捗状況をお聞きいたします。

9月議会の下水道使用料値上げの際、議員提案により財政健全化への一層の努力と市民負担の軽減を求める附帯決議が可決されました。

その内容は、1つ、低所得世帯、高齢者世帯等への使用料の減免措置。2つ、この先予定されている料金再値上げに当たっては、累進制や料金区分の変更なども含め検討し、特に基本料金の設定については、生活者への影響を十分考慮する。3、下水道事業経営のさらなる効率化と健全化でありました。いわば使用料値上げに対し、議会が突きつけた条件であります。

議会の決議に対する、まずは市長の回答をお聞かせいただきたいと思います。

また、値上げ案を審査した経済建設常任委員会では、コスト縮減に関する質疑に対し、市長は市民に3割以上の値上げをお願いするので、市としても維持管理面、効率面で3割ぐらい削減したいと答弁されました。

平成21年度の下水道と農村家庭排水施設を合わせた市民の負担増額は、7,700万円と見込まれておりますが、それに見合ったコスト縮減はできているのかについてお聞かせください。

3項目目、人員削減とサービスの維持、向上について質問いたします。

平成21年度の職員数は531人で予算計上をされ、前年度と比較し11人削減、集中改革プラン策定時、平成17年のことですが、その当時の職員数550人と比較し、19人削減したことになります。

また、本議会に条例改正案が上程されていますが、人事院勧告により正規職員の勤務時間が15分短縮されます。毎日15分短くなると、職員1人当たり1年間で約8.5日分、それに531人を掛けると4,490日分、これは職員約18人分の削減に相当し、さらにそれに便乗する形で臨時職員の契約時間も、それ以上に短縮されるケースも出てくるようです。この影響は決して小さいものではありません。

集中改革プランでは、平成27年までに491人とする計画になっていますので、こうした状況下でありながら、さらに40人減らさなければなりません。人員削減はサービスの担い手を減らすことでもあり、これまで、よほどのんびりと余裕のある職員体制であったのであれば、話は別ですが、市民サービスを向上させるためには、減らした分をだれがどのように補うのかが、今後の重要な課題となってきます。

官から民への大合唱とともに導入された指定管理者制度は、管理者が見当たらない、契約途中で業者が倒産する、指定期間が限られているため人材育成が難しく、場当たり的な運営になる。時にはコスト面のメリットが期待できないなど、さまざまな問題が噴出。本市は制度導入に慎重であったおかげで、こうしたことに遭遇せずに済みましたが、電算やごみ収集などで委託先の固定化が長年続き、仕様書も見積もりも委託業者任せ、業者の言いなり状態も一部に見られ、今、改善に手をやいているところです。

民間活用のリスクや落とし穴の存在が表面化し、官から民への小さな政府一辺倒ではうまくいかないと、新たな選択が求められているところではないでしょうか。

そこで、お伺いいたします。

市長は、オーバーフローした業務をワークシェアリングや、部、課を超えた支援体制で乗り越えようとお考えのようですが、それだけで対応できるとは思えません。

市民サービスの維持、向上と、行財政改革をどう両立させるのか、今後の方針についてお聞きいたします。

また、来年度から保育園の調理業務を一部、民間委託に切りかえるようですが、その理由と効果についてご説明ください。

質問の4項目目、市政への市民参加、説明責任についてお伺いいたします。

今や市政への市民参加は当たり前となり、本市の第4次総合計画でも市民協働が基本方針に挙げられました。行政が施策、制度等を決定する際に、市民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みをパブリックコメントと言いますが、平成21年4月から介護保険料改定に合わせ、全国の各自治体は高齢者福祉計画と介護事業計画のパブリックコメントを実施いたしました。

他市を比較する絶好の機会で、サービスの内容だけではなく、市民への説明責任のあり方にも差が見られ、大変興味深いものでした。

県内全市、近隣については町も含めて調査したところ、7割の自治体が事業計画とともに、介護保険料の基準額や所得段階ごとの保険料負担額も公表し、すべてを対象に市民から意見を聞いていました。

本市は保険料を非公開とし、虫眼鏡で見なければわからないほど小さな字で、下の方に月額4,000円ぐらいになると書いてあった程度でした。

国の介護報酬単価決定の遅れなどから、正確さに欠ける保険料の公開を控えたことには、一定の理解は示しますが、この状況は他市も同じです。

65歳以上の高齢者、1万3,000人に負担を求める介護保険料です。事前に公開し、市民の意見を聞くべきであったと思います。

①市は、市民への情報提供と説明責任のあり方をどのように考えていますか。

また、市長が理想とする市民参画とはどのようなものか、お聞かせください。

②市長マニフェストに「市民参加型アイデア五輪による財政改革の推進」があります。

平成21年度は市長の任期の折り返し点であり、今年度中に「アイデア五輪」を開催し、改革に盛り込まなければ間に合いません。いつから、どのように取り組む予定なのか、お伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.5 ○市長(相羽英勝君)

山盛議員から数々のご質問をいただきましたので、順次ご回答を申し上げたいと思います。

できるだけ明るく回答していきたいと思いますので、余り暗い話は先がやっぱり暗くなりますので、ぜひひとつご理解をいただきたいと思います。

私の施政方針で「誇り」といえる財政再建というお話がありました。

本年度、21年度の予算におきましては、金融危機による景気後退から本市の税収入というのは約3億4,000万円の減額であります。地方消費税交付金なども含めて、さらに1億5,000万円の減額となっております、税を合わせますと約5億円弱、4億9,000万円の減額となります。

大変このように厳しい財政状況の中でございますから、財政の不足を市債の増額で賄うというようなことのないよう努めてまいりたいというふうに思っておりますけれども、市債による過度な借入れというのは、やはり将来にわたって負担を多くするということは、ご承知のとおりでありますので、この面についても最小限にとどめて予算を作成いたしました。

特に、市債の中でも臨時財政対策債、これにつきましては、20年度の予算は5億5,000万円でしたが、平成21年度予算は前年度よりも1億4,000万円増の6億9,000万円を計上いたしました。

総務省の21年度の地方財政対策によりますと、臨時財政対策費は前年度比約80%増となっておりますので、本市の枠は約9億円と見込まれます。2億円程度下回る6億9,000万円を計上させていただいたと、こういうことでございます。

また、新たな借入れを最小限としたことで、プライマリーバランスは、前年に引き続き黒字を堅持することができました。

今後は、このプライマリーバランスの黒字を堅持しつつ、基金残高を少しでも増やせるような努力をさせていただきたいと、重ねていきたいと思っております。

次に、私の施政方針の中でのご質問でございますが、21年度の予算に当たりまして、先ほども申し上げたように大変厳しい状況でございます。

事業の選択と集中並びに事業コストの削減ということについては最優先課題であると、このことをしばらくどうしても続けていかなければいけないという背景がございますので、ご理解をいただきたいと思います。

このような財政状況の中にあって、どうしてもやっていかなければいけないのは、守破離の原則、守るもの、破るもの、あるいは離すもの、私が再三申し上げておりますけれども、従来型の事業の展開が困難になってきている部分もありますし、また従来型の展開が役を果たさない、役に立たないと、こういうことにもなるわけでありまして、納税者の視点に立った、そして自立する市民と協働して、公共の作業を実現する手法を取り入れていかなければならないというふうに思っております。

まあ身の丈に合ったといいましょうか、財政のスリム化というのは、必要なところに適切に財源をつけていくと、こういうことが大切ではないかというふうに思っております。

そのためには、継続的に改善、改革を行っていくということは当たり前のことでありまして、そういう観点から、何も昨年と同じことをオウム返しにやっていくことは、やっぱりこれは恥でないかと。

同じことをやるについても、やはりその事業の整理、清算、評価をして、そして新たなものをつけ加える、新たな発想を投入していくと。経済面、コスト面、事業の内容面においても、そういうことが必要になるという意味で、改革、改善というのは、職員の皆さんが誇りを持って自分の仕事をやっていただけると。

誇りを持っていただけないような仕事をやっていたのでは、市民の皆さんから評価をいただく根源は揺らいでくるわけでありますので、そういう意味で申し上げているわけでございます。

次に、慣れ親しんできた制度や慣行というものの決別というお話でございますけれども、これは前例踏襲型といいましょうか、要するに過去の事業をオウム返しにやっていくというようなことに加えて、過去の事業も先ほど申し上げたように、守らなければいけないものはきちっと守る。そして破っていく。新たな風を打ち込んでいくものについては打ち込んでいく。そして、市役所あるいは市役所の関係で外に出していく、切り離していく、そういうようなことも頭の中に入れて、三方両得というような考え方で取り組んでいく必要があるのではないかと、こういうように思っております。

したがって、そういう観点からいきますと、事業の選択や見直しというのは必須でございます。投資効果の低いといいましょうか、市民サービスのやはり必要性の低い、そういうもの、あるいは廃止してもそんなに大きな影響がないと、時代の変化あるいは変遷によって、目的を既に果たしてしまっている、そういう事業もあろうかと思えます。そういう事業等の統廃合もしていく覚悟でございます。こういった考え方に立ちまして、行財政運営をやっていく。

いずれにしても、私たちがやっている仕事に職員の皆さんが、私を含めて自信と誇りを持って仕事を遂行しなければ、市民の評価、信頼というのはとても受けられない。そういうことでございます。

したがって、そういう常にみずからを律して、先ほど申し上げた守破離の原則を活用した市政運営を遂行していきたいと、こういうことで考えております。

それから、入札制度の問題がございました。

この入札制度の問題につきましては、事務レベルで愛知県及び他市町との状況の調査を行っておりまして、改正案を検討中であります。

昨年9月の議会で答弁をさせていただきました。この直後からアメリカの金融危機、サブプライムローンの問題に端を発して、世界的な景気の後退が始まりました。日本経済も100年に一度と言われる未曾有の経済危機に直面しております。

企業等の業績や雇用環境の悪化は、はかり知れないものとなっております。社会不安も生じるような状況の中、企業は社会変化や市場の動きに敏感に反応する神経過敏な状況にも陥っていることも事実でございます。

このような状況下の中で、入札制度を改革しますと、新たな不安材料の要因になる恐れも考えられますし、心理面からもマイナス要因となることも考えられますので、私といたしましては、社会情勢の落ち着き、安定を見た上で、入札制度の改革の検討に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、入札制度の改革の中でも、業務委託と指名競争入札の改善と、こういうことがございました。

市内の造園業者を指定していることにつきましては、不測の事態や機動性等を重視をいたしております。剪定時期におきましては、一定の期間に集中する作業となるため、適切に分割するものであります。地域振興も含め発注をしております。

そうした中で、競争をしていただくということは、当たり前のことでございます。そういうことが、また企業体質の強化、改善につながっていくものと、私は信じております。

それから、下水道事業の関係でございますが、議会の決議について、下水道経営については重く受けとめております。

コストの削減、効率化に努めていくということは当たり前でございますが、今後も人件費、それから経費等の削減に努めるとともに、次の改正時のために十分調査研究をしてみたい。

今回、この7月から下水道料金を改定させていただきますが、この改定の意味は、ある意味ではコスト削減だけではなくて、市民の貴重な料金引き上げのお金をお預かりするわけでありまして、そのお金についても、有効かつ効果的に事業の推進に活用させていただくということも、必要かというふうに思っております。

それから、21年度の下水道、農村集落排水の市民負担額は7,700万円と見込まれておりますが、これについてのコスト削減と、こういうご質問がございました。

歳出の抑制という面からいきますと、人件費の削減、繰上償還による金利あるいは借入金の返済を、引き続き21年度も申請をしておりますけれども、人員的には20年度、21年度では、担当職員を1名削減をいたしております。

また、繰上償還につきましては、20年度では、繰上償還予定額としては約4億7,400万円強、利息削減額としては1億2,500万円強ということになっております。

加えまして、先ほどちょっと申し上げましたように、7,700万円という引き上げ料金をいただくわけでありまして、このお金が特別会計にございました部分の一部になるとか、あるいは一般会計とか、その他、市の今財政が逼迫している、そういう中で、いかに有効に、かつ最大限活用させていただくか。こういう成果も、ひとつコストとともに成果として引き上げていく。そういうことを、市民の皆さんに告知をしていきたいと思っております。

それから、本市の財政状況は厳しいわけで、定員管理についてのお話。

これにつきましても、市民ニーズにこたえていくために、効果的な執務体制の構築、すなわち組織のスリム化、豊明市人材育成基本方針に基づいて、職員の育成、能力開発に力を注ぐ。再任用制度をさらに活用し、限られた人材の有効活用を図って、少数精鋭の徹底を図ることが、人材の減少を克服していく源になるというふうに思っております。

また、事務事業の廃止、縮小やアウトソーシングなどを推進して、職員定数の削減にも取り組んでいるところでございます。

次に、保育園の調理業務を一部、民間委託についての理由と効果と、こういうご質問がありました。

現在、保育園の調理業務については、自園で正規職員及び臨時職員で行っておりますけれども、原則として正規職員を採用する計画がなくて、臨時職員にゆだねているのが現状であります。

しかしながら、臨時職員の定着率が大変悪く、その都度、募集をかけておりますのが現状であります。その臨時職員の確保については、困難をきわめているというのが現状であります。そのために、園長や主任が調理室に応援に行ったり、本来の業務に支障を来しているのも事実であります。

他市においても同様な現状から、調理業務を委託する傾向が見られております。園児に安定した食の供給を提供する上でも、安定した調理員の確保は必要不可欠と思っております。

そこで、専門の事業者へ委託することによって、安定した調理業務運営ができることと、民間のノウハウ、質、量、コストとともに活用をして、業務の効率化と経費削減の効果が期待できることを目的に、試行的に実施をしていきたいと考えているわけであります。

それから、市民への情報提供と説明責任のあり方をどう考えるのかと、市が理想とする市民参画というのはどんなものかというお尋ねでございます。

市民参画とは、市民の考えを市に伝え、そして、ともに議論をして、それを市政に反映していくことと考えております。

この市民参画にあっては、市民と市が情報を共有して行われるべきものであって、市民に適切な場面で必要な情報を、個人情報の保護に十分留意しながら、市民にわかりやすい形で提供をしていくとともに、情報の内容を十分に説明することと考えております。

情報の提供方法については、ご承知のとおりインターネット上の市のホームページ、広報、安心・安全情報ネットワークの携帯メール等々がございます。情報提供の場面に合った方法を、今後も考えていきたいと考えております。

市民参加の手法は、パブリックコメント、アンケート、ワークショップ、地域懇談会、Eメール、あるいは市長への手紙、タウンミーティングなどを取り入れて、現在も行っているところではありますが、行政が達成すべき目標に応じて、それにふさわしい市民参加の手法を今後とも工夫をして、行政の情報提供、説明責任を果たしていきたいと考えております。

次に、市民参加型のアイデア五輪による財政改革の推進。

これにつきましては、団塊の世代の方がたくさん退職をしておられまして、その団塊の世代の方たちが、それぞれ産業界、あるいは団体、行政で、長年培ってきたノウハウだとかスキルだとか、あるいは人脈とか、いろいろなことをたくさんお持ちの方が多いためでありまして、これらの人を中心に、財政の健全化に向けたアイデアを、広く市民の皆さんから募集をして競っていただこうと、そういうことによって市の改善、改革に努めていきたいと。

そのために、本市の財政状況についての情報や、行政サービスの内容等を、市民の皆さんにまずよく知っていただく必要があるわけでありまして。このことを行った上で、財政の健全化を図ることだけではなく、市民、市政全般にわたって改革もしていきたいという意味において、お知恵を拝借したいと思っております。

民間の視点からご提言をいただくことにより、市役所も民間の厳しさを学ぶことができるのではないかと期待をいたしております。

ちょうどしましたアイデア、あるいは提案は、早速行政に取り入れるべく検討をさせていただきます。また、行政改革推進委員会にも報告をさせていただきます。

市から改善のテーマ分野を、これから検討してお示しをし、市民からアイデアを募ってまいり、募りましたアイデアにつきましては、区を中心に意見を募集したいと思っております。それぞれの区の抱える課題、あるいは市政全般にわたる課題を、区長さん始め区民、町民の皆さんを通じてアイデアを出していただくお願いをしたいと思っております。いただいたアイデアにつきましては、市民や区長さんの代表の方々にご審議をいただきまして、またアイデアには順位をつけて表彰をさせていただきたい。

登用させていただくアイデアにつきましては、できるだけ早く実行に移せるものを登用させていただきたいというふうに考えておりますので、市民の皆さんのご協力をお願いするものであります。

以上、一通りのご質問についての回答とさせていただきます。以上です。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.7 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、まず質問の一番最初、市長の経営理念について再質問をさせていただきます。

私といたしましては、慣れ親しんだ制度や慣行と決別した部分はどこですかというふうにお伺いいたしました。また、財政健全化とは何を指すのかということで、具体的にこういった事業をやめましたとか、ここが時代に合わなくなったとか、目的をもう果たしたというふうに考えた。あるいは決別して、こういうふうに取り組み直したとか、そういった具体的なこと

を聞かせていただければなというふうに思っておりましたので、再度、施政方針に近いというか、市長の心のうちというか、そういった思いを発言されたというふうに関心を取りました。

それで、この後の2、3、4の質問の中で、そのどちらかという、市長の経営理念に本当に沿っているのかどうかということを探っていくというか、そういう組み立て方になっておりますので、最後に新たな手法についてはお伺いしたいというのは、そういう意味だったのですけれども、少しご準備をいただければありがたいなと思います。

それで、歳出抑制とコスト縮減について、具体的に聞いてまいります。

まず、入札制度ですけれども、ごめんなさい、先に下水のほうから聞かせてください。

下水道料金の値上げの際に、議員から出しました附帯決議ですけれども、結局のところはどのようにされるのでしょうか。

まず、低所得世帯、高齢世帯への使用料の減免措置というのは、するのかもしれないのか、答弁がなかったように思いますので、まずそれをお聞かせいただきたいと思います。

もしやっていたら、7月の値上げに当然間に合うように準備されるのかどうか、合わせてご答弁いただきたいと思います。

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.9 ○経済建設部長(山崎 力君)

下水の決議のことにつきましては、今、低所得者、高齢者世帯の減免を実施するかということですが、これは今後の中で考えていきたいというふうに考えておりますので、今回、7月から適用させていただく新料金の部分については、現在の時点では考えておりません。

終わります。

No.10 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.11 ○15番(山盛左千江議員)

この前の9月議会の決議の中で、値上げに際して、全議員がこの点については決議として提案したわけですけれども、今回ではない、次回の値上げのときだというふうな回答だと思いますが、その理由をお聞かせください。

なぜ今回できなくて、次からできるのですか、お願いします。

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.13 ○経済建設部長(山崎 力君)

今後の中で、十分調査研究をさせていただきたいというふうに考えております。

終わります。

No.14 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.15 ○15番(山盛左千江議員)

すみません、「今後の中で」というのがわかりません。明確な答弁をお願いいたします。

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.17 ○経済建設部長(山崎 力君)

したがって、この料金改定のときにお話をさせていただきました、今回値上げをさせていただいた分については、今の状況をかんがみまして、当初の思いよりは少し下げた形でさせていただきました。近い将来、また検討をさせていただくという願いもしました。

そういった中の近い将来、検討させていただく中で、そういったものを配慮した検討をしたいということでございますので、今後の調査研究をさせていただくということでございます。

終わります。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.19 ○15番(山盛左千江議員)

本来、単価を130円にまで値上げしたかったところ、今回110円に踏みとどまったと。なので基本料金や低所得者に対する減免制度は、今回じゃなく、値上げしたときにやりますと。さらに値上げしたときにやりますということになるんですか。それもやりますと言っていらっしゃるわけではなく、調査研究したいという答弁だったわけです。

議会が全会一致でもって、今回の9月の110円の値上げのときに決議案を出しているわけです。130円の時にはやりなさいというふうに決議したわけではありません。そのことについて市長は深く受けとめているという答弁でした。部長はその点、どのようにお考えですか、お願いします。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.21 ○経済建設部長(山崎 力君)

十分重く受けとめております。

終わります。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.23 ○15番(山盛左千江議員)

9月から7月までの間にもうほぼ1年近く、10カ月ありますね。その間に、条例には既に減免することができるかと書いてあるわけです、下水道条例の中には。後は要綱なり規程なり内部で、どういう人を対象に、どのくらい減免するのかということ、詰めていけばいいような状態だというふうに思っております。

7月までの間に、まだ時間はあります。まして9月から今まで何をやっていたんですか。なぜ議会の決議に対して応じようと、こたえようというふうに努力をしてこなかったんですか。

今できなくて次、次っていつですか。それまでの間、大変苦しい状態が続くわけです。特に、上水と合わせると豊明市の料金は、一緒に口座から落ちるわけですがけれども、その金額は実に高いという結果は、委員会の審査の中でも十分示されていたわけです。努力不

足と思います。再度、答弁を求めます。

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.25 ○経済建設部長(山崎 力君)

十分調査研究をさせていただきたいと思っております。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.27 ○15番(山盛左千江議員)

調査するという事は、やるかやらないかわからないということなんですか。もう一度聞きます。

本来、7月に合わせて減免の準備をしておくべきです。それが今できてなかったことは恥じるべきです。それでありながら、まだ調査研究、まあ調査研究はしてください。していただく必要はありますけれども、減免をやることを前提に調査研究をする。できれば7月に間に合わせる、その意気込みをお聞きしたいと思えます。

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.29 ○経済建設部長(山崎 力君)

その7月までの分も含めて、調査研究をさせていただくということで考えております。

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.31 ○15番(山盛左千江議員)

市長、今の部長の答弁を聞いていかがですか。7月までに間に合わせるように指示していただけますか、お願いします。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.33 ○市長(相羽英勝君)

議員がおっしゃるように、この決議内容というのは、重く受けとめているということは事実でありますけれども、この件について、これについて精査をして、皆様のご意向も聞いて、一連の事項についての内容を、きちっと市民の皆さんにご理解がいただけるような形で、今後検討をさせていただきたいと、こういうように思っております。

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.35 ○15番(山盛左千江議員)

精査して、内容を市民に理解していただいと、いろいろ言われるんですけども、どういう減免をするかということについては、調査も研究も精査も必要だと思いますが、やるということだけは決めて、いついつまでにという期限も決めて進めていただきたいと思います。

このことについては、市長には十分ご理解いただいていると思いますので、これ以上は申し上げませんが、よろしく願いいたします。

それからそのほかの項目、次回の値上げまでに累進制や料金区分の変更までも含めて、あるいは基本料金の設定についても十分考慮することについても、当然やっていただけるのでしょうか、お願いいたします。

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.37 ○経済建設部長(山崎 力君)

もちろん、こういったことも含めて研究をさせていただくということでございます。

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.39 ○15番(山盛左千江議員)

では、一般競争入札のことについてお伺いいたします。
昨日の安井議員の質問で、市内業者が相当に弱体化していると、そういった説明がありました。何か重機を持っている業者は1社しかないというような発言があったので、逆に驚いたわけですが、そもそも本市において、5,000 万以上の工事に入札できる規模の市内業者というのは、ほとんどないに等しいというふうに聞いておりますが、その点については間違いないでしょうか、お願いいたします。

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山本総務部長。

No.41 ○総務部長(山本末富君)

予定価格で幾ら幾らがAランク、Bランク、Cランクというような決め方をしております。
それで豊明市内、いろいろ業者さんがございます。5,000 万円以上でありますと、入札の参加ができないということにはなっておりません。豊明市の場合は1億円以上で制限付き一般競争入札、土木工事でございますけれども、それ以下は公募型ということでやっております。
公募型というのは、市内に本支店がある業者さんでやっておりますので、そういった中では5,000 万円という区切りはございません。

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.43 ○15番(山盛左千江議員)

すみません、ちょっと質問の仕方がまずかったですね。
市内に本店のある市内の業者というふうに特定するといかがでしょうか。

No.44 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山本総務部長。

No.45 ○総務部長(山本末富君)

市内に本店がある業者と市内に支店がある業者、これは公募型の中では差がございません。同じようなふうに扱っております。

No.46 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員に申し上げます。慌てないで、私が言ってから挙手してください。
山盛左千江議員。

No.47 ○15番(山盛左千江議員)

今までの実績を調べてみました。20年度の入札の結果を調べてみたところ、5,000万円以上の工事に市内の業者が入っているケースはなかったものですから、入札参加資格がないわけではないけれども、実態としてなかったというふうに私は理解をしております。

それで20年度の1億円以上、いわゆる一般競争入札の範囲に入らない事業ですね。1億円以下で5,000万円以上の工事は20年度は2件ありました。落札率は98.5%と94.5%でした。一般競争入札に、もし5,000万円以上を対象にすれば、一般競争入札と指名競争入札、公募型も一緒ですけれども、入札の落札率を比較すると、10%ぐらい変わるというふうに一般的に言われていますので、その10%下がるというふうに計算すると、1億円の入札残が出ることになります。

市外業者には当然しっかり競争をしていただいて、一般競争入札の対象を5,000万円以上と下げれば、例えば20年度に下げていけば、この2本の入札が1割ぐらい下がって、1,000万円入札残が出た可能性があるということです。

もちろん、この事業については市内業者が入っておりませんので、市外の、あるいは市内に支店はあるけれども、もとは市外、あるいは県外だというような業者に十分競争原理が働いて、市内の業者には影響がない。けれども、1,000万円の入札残が出るということになるわけです。これは間違いないと思うんですよ。

そういう視点で見た場合、5,000万円以上というふうに、東郷や日進のように一般競争入札の対象事業を下げても、直接市内業者には影響はなく、競争原理が強く働くことによって入札残が発生し、市にとってはいいことばかりではないかなと思いますが、9月議会のと

きに 5,000 万円ぐらいまで下げたいと、そういう検討もしているということだったので、この際ですので早急に進まれてはいかがでしょうか。

No.48 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.49 ○総務部長(山本末富君)

先ほど、市長のご答弁の中でも、経済情勢が非常に悪化しております。こういった中で踏み切るとするのは非常に難しいと。一方では市内企業の育成、擁護、そういった面も配慮しないといかんという部分がございますので、やらないというわけではないんですけれども、経済情勢がもう少し回復した中で、そういったものを考慮していくと、そういうことでご回答を申し上げます。

No.50 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.51 ○15番(山盛左千江議員)

私がさっき言いましたのは、例えば 1,000 万円入札残が出ますね。そういった部分を、市内業者の保護育成というふうに予算を回したらいかがでしょうか。

例えば、もし 3,000 万円以上まで下げた場合、21 年度ですと 8 つの事業が見込まれているんですけれども、それが一般競争入札のように仮に 10% 下がれば、4,000 万円入札残が出てまいります。

そういったお金を、一部の落札した業者の保護育成ということではなく、そこで十分競争原理を働かせていただいて、それで浮いたお金を、広く市内の業者あるいは市民に還元するというのは、いかがなのかなというふうに考えます。

市内の事業者や委託業者、入札に参加できる業者だけの保護育成に、豊明市があってもいいはずはないわけです。なので、そういった浮いたお金を、より有効に使うというふうに考えて、私は提案しているわけです。

特に、5,000 万円以上まで下げたところで、直接市内業者が今入札に入れるような状態ではないわけです。とすれば、何がそんなに難しいのか。保護育成には役立ちますし、先ほど答弁で何でしたっけ、相当敏感になっておられるというんですけれども、市外の業者が敏感になっておられることに、うちの豊明市がそんなに慎重に大切に思ってあげなくち

やいけないのか。

市内業者の保護育成を考えるならば、なおのこと、一般競争入札の制限は低く、5,000万円ぐらいに最低でも下げるほうが、私はみんなにとって、市長がさっき言われた三方両得になるのではないかと思います、お願いいたします。

No.52 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.53 ○総務部長(山本末富君)

市内企業は擁護して育成したいという方針は、以前から変わらず持っております。ただ、市外の方、市外の業者だけを優先するとか、そういった考えは毛頭持っておりません。

先ほどから、入札残の1,000万円を市民といいますか、ちょっと山盛議員がおっしゃっている意味がもう一つ飲み込めないんですけれども、入札に参加した業者さんのほうに1,000万円が回るようにという意味合いなのか、広く市民全般をとらえて、そういったものが恩恵をこうむるようにというお考えなのか、その辺がちょっとわかりかねるんですけれども、行政がやっている市民サービスというのは、すべて市民を対象にして広くやっておりますので、入札残というのは翌年に繰り越していくケースが多いんですけれども、翌年の繰り越し、そういった財源はすべて市民、まあ市のため、市民のために使われる。そういった意味では、市民に現在も還元をしていると、そういうふうに思います。

No.54 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.55 ○15番(山盛左千江議員)

そういうふうに言われるかなと、半分予測はしていたんですけれども、私が考えているのは、何も入札残を翌年の繰越金に回さなくてもいいと、そう思っています。

入札するのは大体年度初めが多いですよ。大体前半が多いですよ。そしたら、入札残はすぐはつきりします。そしたら、補正を組めばいいじゃないですか。

その補正で、どうしても市内業者を保護育成しなくてはいけないというのであれば、そういった業者の例えば救護策であるとか貸付制度であるとか、そういったことをしてもいいかと思えます。

本当は、別に市内の入札や委託に参加できる業者だけを、市が積極的に守るのではな

くて、今、自動車部品工場なんかも大変ですよ。死活問題だと思います。そういった同じように市を支え、納税してくれる方々、企業は企業でもそういった方も含めて支援できるような策に、年度の途中からでもかかればいいんじゃないかと。

こういうふうに取り組めば、そのお金がどういうふうに市民に返っていくのか、それを目に見える形に変えていく、そういう仕組みをつくっていくと、やりがいも市民の満足感も、納税の意欲も私はわいてくるというふうに思っておりますので、提案をさせていただきます。

まず、5,000万円までの引き下げについて、時期についてもう一度確認をしておきたいと思っております。あえて遅らす理由は、特にないというふうには考えておりますので、いかがでしょうか。

No.56 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.57 ○総務部長(山本末富君)

現在のところは、景気の回復ということでございますので、未定ということになると思いません。

No.58 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.59 ○15番(山盛左千江議員)

なかなか進みませんが、日進も東郷も5,000万円まで下げているので、豊明だけ1億円にしておくのではなく、近隣に合わせてやっていく。他市町も含めてお互いに競争してとりにいけるときはいく。そんなふうにして市内業者を育成する、力をつけてもらう、競争力をつけてもらう、それも豊明市がやるべきことだというふうには考えておりますので、未定ということで、ひょっとしたら下半期かもしれないと、若干の期待を持ちながら見てまいりたいと思っておりますので、お願いいたします。

次、委託ですけれども、公園の草刈業務委託については、21年度は前年同様に5,700万円余が計上されました。この点について努力が見られませんが、どうするのでしょうか。

まあ予算は予算として上げていくけれども、入札の指名のあり方、あるいは業務の分け方を前年のとおり、業者数に合わせて業務を分けるというようなことをしないというのであ

れば、競争が高まるというふうに期待いたしますけれども、この件についてはいかがなんでしょうか。

No.60 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.61 ○経済建設部長(山崎 力君)

委託の関係でございますが、これは予算は計上してございます。

内容等については、もちろん精査をさせていただいて、適正な設計で執行したいというふうに考えておりますが、この執行に当たりましての問題につきましては、先ほど市長が答弁されたように、今こういった時期でございます。市内の方々にも頑張らせていただいております。また、頑張らせていただかないと困ります。

雇用等の問題がございますので、適正な方法で入札を執行してまいりたいと考えております。

No.62 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.63 ○15番(山盛左千江議員)

という、今までどおり業者の数に合わせて業務を分割して、その業者を指名に入れるということに私は聞こえたんですが、間違いないでしょうか。

もし、指名の中に市外を入れたり、分け方を市内の業者の数と変えたりすると、どれほどの問題が起こるというふうに考えていらっしゃるのですか。なぜそれができないのでしょうか、お聞きしたいと思います。

それから、雇用もあるということですが、そういうふうに指名の仕方を変えると、雇用に問題が発生するのでしょうか。もし、雇用に問題が発生するようなことがあれば、ここもさっきと一緒に。そういうふうにして執行残が出たならば、新たに市で臨時雇用をすればいいじゃないですか。今、そういう自治体が多いですね。雇用対策として、市がいろんな一時的な雇用をやりますというのが結構多いですけども、そういうことをなさったらいいんじゃないですか。

競争は競争としてしっかりやっていただく、そういうふうに変えていかないと、市長が最初に言われました、今までの慣例に慣れ親しんだものを変えるんだというふうにおっしゃいま

したよね。これも一つの方法じゃないんでしょうか。

市民からいただいた税金は有効に使います。しかし、落札した業者に有効にではなくて、全市民に対して有効に使う。そういった考え方が本来だというふうに思います。

入札のあり方について改善されるのかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。

No.64 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.65 ○経済建設部長(山崎 力君)

十分精査をした中で、執行に当たりましては考えてまいりたいと考えております。

終わります。

No.66 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.67 ○15番(山盛左千江議員)

十分精査した上で考えてまいりますは、わかりません。どうすることなのか、わかりません。はっきりおっしゃってください。

No.68 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.69 ○経済建設部長(山崎 力君)

先ほど申し上げましたように、市内の方々に頑張っていただかないと困ります。

雇用の問題を申し上げたのは、今、市内で造園を営んでみえる方は、中小の方ばかりでございまして。ほとんど市内の方々の雇用で仕事をやってみえます。そういったものを配慮しながら、入札執行をしていくということでございます。

No.70 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.71 ○15番(山盛左千江議員)

市の指名競争入札のあり方を変更すると、いかにも造園業者や土木建築業者の人が、何か雇用を解雇されるみたいに聞こえてくるんですけども、市の業務委託を受けている業者は、市からの事業だけで生きているわけじゃないと思うんですよ。それでは民間企業じゃないですよ。一般の会社ですよ、みんな。

とするならば、企業努力というのはないんでしょうか。どうしてそういう人たちだけは、市がそうやって抱え込んで守らないといけないのですか。

じゃ、自動車産業は、お店は、スーパーは、みんなそうじゃないですか。いろんなところでみんな働きます。いろんなところで働いている中で、大変今厳しい思いをされているわけです。ここだけ守らないでと言っているんです。広く等しく守ってあげるように、思い切ってここは手をつけませんかと言っているんです。

わかりませんか。産業振興課も所管ですよ、経済建設部の中には。そういったことも考えて、私が言っていることは、そんなにむちゃくちゃなことではないと思いますけれども、いかがですか。

No.72 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.73 ○経済建設部長(山崎 力君)

執行に際しては、そういったことで考えてまいります。

産業振興のことも申されました。それはもちろんそういったことで、それから残ということで、市民一般にほかの方法でも還元できるのではないかとということでございます。

これは私どもだけではなくて、市の全体の話でございますので、これは先ほど総務部長がお答えしたようなことになると思います。

終わります。

No.74 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.75 ○15番(山盛左千江議員)

では、入札それから委託も含めてですけれども、市内業者の保護育成、それもある程度守りつつ、市民全員が今大変厳しい状態にあるわけですから、いろんな業種が苦勞していらっしゃるわけです。

そういったところも含めて、どのように守っていくのか、今あるパイをどう分けるかという話をしているわけですが、市長、この点について何か工夫すべきことはないのでしょうか。お考えがあったら、お示しいただきたいと思います。

No.76 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.77 ○市長(相羽英勝君)

山盛議員のお考え方はお考え方として、理解はできる部分もありますけれども、やっぱりそういうものを制度として、ルールとして採用していくということになりますと、いま一度検討して精査をするという必要があると思いますので、よろしくお願いします。

No.78 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.79 ○15番(山盛左千江議員)

そんなに難しいルールは必要ないと思います。入札のときの指名をどうするか、一般競争入札の制限をどこに線を引くか、それだけの問題です。入札残は結果として出てまいります。

その出てきたお金を補正で使うのか、それとも翌年に使うのか、ただそれだけのことで、そんなに難しいことではないと私は思っております。

これだけ話をすれば何をすべきなのか、どこに問題があるのかというのは、十分ご理解いただけたと思います。

数字だけちょっと申し上げておきます。今、問題にしております公園の剪定とか草刈りですけれども、平成16年、17年の委託契約額は6,500万円でした。平成18年度、19年度、市内業者が1軒、入札の指名の申請をちょっと忘れたこともあって、指名業者に1つ市外が入りました。そのことによって、18年度の落札額は4,200万円、35%落札率が減額しました。その翌年、さらに落ちて2,700万までいきました。もう6割減です。ここまでいくと異常だなというふうにも思いますけれども、こういうふうには競争原理が働く。市外業者が1つ入る

と、こういうことが起こりました。20年度はほとんどと言っていいぐらい、元に戻りました。市内ばかりを指名したからです。これが何を物語っているのか、よくお考えいただきたいと思います。

今までの制度、今までの入札のあり方を守りながら、精査をして競争してもらおう。それは無理です。同じだったら無理です。どこか変えないといけません。

その2,000万円、あるいは3,000万円をほかの形で、同じように働く人、例えば自動車産業でもいいです。中小零細企業でもいいです。そういったところへの例えば貸付でも、新たな臨時雇用の創出でもいいです。使えば、物すごく喜んでいただけると思います。

そういった再分配を、十分考える時期にあるというふうに申し上げておきますので、執行についてはご努力をいただきたいと思います。

それから、問題にしましたのは、経済建設部のことばかりでありますけれども、委託というのは決してここばかりではありません。各課に関係しておりますので、自分のところではないというふうに考えないでください。電算もあります。もちろん教育もあります。民生もあります。皆さん、それぞれに委託をたくさんやられると思います。入札ではなく、随契がたくさんあると思います。

それぞれにおいて、どう努力していくのかというのを、本当は今ここで一人ひとりにお伺いしたいところでありますけれども、時間のこともありますので、考えておいてください。時間があったら聞きます。

次です。人員削減とサービスの維持、向上についてお伺いいたします。

保育園の業務委託の一部民間のことですけれども、たまたま昨日、組合ニュースが配られました。その中に詳しく書いてありました。当局と交渉されたその報告がついていたわけですけれども、少し読み上げますので、確認の意味をもって読み上げますので、お願いいたします。

委託業務の内容は調理と片づけ、食材の支払い、献立は市の栄養士が立てたものを使い、食材も他園と同じものを同じ業者から納入させる。納品のチェックは業者と園長で行う。調理は保育園で行い、機材などはすべて市のものを使用する。給食の設備、機材の故障や不備は市が対応する。市の栄養士との打ち合わせ会議に委託業者が出席する。園全体の運営や保育との兼ね合いについては、園長の指示、命令に従う。コストの縮減額は150万円であるということでしたが、間違いなかったでしょうか、お願いいたします。

No.80 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.81 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

おおむね間違いではございませんが、1点だけ、委託業者が調理と片づけのみというふ

うにおっしゃられました。

(食材の支払いの声あり)

No.82 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

食材の支払い。では、おおむね間違いございません。

No.83 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.84 ○15番(山盛左千江議員)

派遣と請負の区分基準に関する自主点検項目というものがあります。これは愛知県の労働局が出したものですけれども、こういったものをごらんになったことがありますでしょうか。

インターネットで幾らでも配信しておりますので、ご存じの方も多いと思いますが、いかがでしょうか。

No.85 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.86 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

今、議員は愛知県のものとおっしゃいましたが、私もそれに似たようなものは入手してございます。

終わります。

No.87 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.88 ○15番(山盛左千江議員)

であるならば、話は早いですが、この中に事業の仕方、完成の方法、調理方法についてみずからが定め、従業員に指示しなければ派遣になるという項目もございます。

それから、自己の責任と負担で準備し調達する機器、設備もしくは機材または材料を資材により業務を処理することというのも、委託の最低限のルールとなっております。

そのほかにもいろいろありますが、ごらんになっているのであれば、いろいろ申し上げませんが、今、私が確認いたしました項目は、交渉のときにお話されたこと等、この基準に合っていないところがあると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

No.89 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.90 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

確かに、派遣と請負ではスタイルが違います。

昨日の組合ニュースにおきましての説明会は1月30日の日でございます。この時点では、私どものほうが考えたところによりますと、ほとんどいわゆる派遣スタイルでございました。

その後1カ月余、時間がございます。いわゆる今後、業者さんともプロポーザルの関係を行っていく上で仕様書等々をつくりかけております。その段階で派遣と請負の違いというのがよくわかりましたし、そうした部分で派遣ではなく、委託という形で行ってまいりたいと。

ただ、保育園の給食業務というのは、やはり献立作成、それから調理、片づけ等々、一連の流れの部分の作業がございませけれども、献立作成に関しましては委託できないというふうに思っております。

終わります。

No.91 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.92 ○15番(山盛左千江議員)

これによりますと、これすべてについてクリアしないといけないというふうに書いてあるんですけども、献立は市の指示に従う。それから食材はどうするんですか。業者に調達させるんですか。市の指定したところから、市の選んだものを買わせるのですか。

契約上、書類だけ、伝票だけぐるっと回すということ、他市はやっているようですけれども、それはいかにも目先のごまかしでありまして、偽装派遣とか偽装請負というようなことにもなりかねないと、大変心配しておりますし、栄養士との打ち合わせや会議に参加し

てくれなければ困りますし、何かがあったときには園長の指示にも従ってもらいたいわけです。

そういったことを全部このとおりにやったら、全く分離してしまって、やりにくいことになるんです。そういうことをきちっとやろうと思えば、現場に不利になり、現場のことを考えれば、請負ではなく派遣になってしまうという大変微妙なところにあると思うので、このことについてお伺いしているわけです。

いろいろ工夫はされたにしても、すべての問題点を解決できると私は考えておりませんが、このことについて答弁をいただきたいですし、それから保護者への説明はどのように行ったんですか。

まだ聞いてないというふうに言いますが、余りにも遅過ぎるというふうに思いますが、保護者への説明の仕方、それから先ほどの答弁の中で、調理の応援に園長なんかが入って、保育に支障を来すというふうにおっしゃいました。確かに委託をすれば、園長が中に入ることがないので、そういったことは解消できますけれども、では、ほかの8園はどうなるのでしょうか。

ほかの8園は直営でいくわけですから、問題は解決してまいりませんが、その8園についての対策は考えておられるのでしょうか。

それからもう一つ、臨時職員の定着が悪いというふうにもおっしゃいました。なぜ定着が悪いのか。新規採用してもなかなか来ないのはどうしてなのか。この点についての分析あるいは改善策はお持ちでしょうか、お願いいたします。

No.93 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.94 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

まず、1点目の保護者への説明でございますけれども、このニュースでは園長のほうから説明をということで、この時点ではこういう予定でございました。やはり保護者に対する説明責任というのは市に帰属いたしますので、該当する委託をする園の保護者には、保護者会を通じて説明を行いたいと、このように考えております。

それから、2点目の他の園についてはどうだということなんですけれども、他の園は従来どおり、残り9園については、今のままの直営方式で行ってまいります。

それから、3点目の臨時職員の定着云々のお話でございますけれども、この部分につきましては、非常に難しい部分がございます。もう一度、そういったものは総点検して、検討を申し上げたいというふうに考えております。

終わります。

No.95 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.96 ○15番(山盛左千江議員)

先ほどの答弁の中で、試行的に行うということと言われたと思います。

とするならば、ほかの園は当面自園式でいく。しかし、退職者が出たらどうするんですか。調理員の新規採用はしないということで、今回民間委託に踏み切ったわけですが、そういうときはどうするんですか。その対策は考えてあるんでしょうか。

今回の退職の方も定年ではなくて、自主退職だというふうにお伺いいたしました。そうすると、いつこういうことが起こるか分からないわけです。

8園については、調理員が休んだときとかに、ピンチヒッターで園長が入ったりして支障を来すという問題も、8園に対しては解決策がなく、臨時職員の定着率の悪さも難しいから、これから総点検すると言い、退職者が出たことについてはどうなんですか。

私にしてみれば、安易に民間委託のほうに、いろんな危険があるにもかかわらず、民間委託に走ったというふうにしかならないんですけども、こういった点についてはどう考えていくのか。

それから、私はいろいろこの民間委託のことで調べてみました。そしたら、京都府の城陽市のところでは、進め方がもう9月ぐらいから準備に入りまして、保護者に説明会を行ったり、議会への説明会を行ったり、補正を組んで委託先を決めて、園の中で研修に入っていたと、そういったことを着々と進めていかれた経緯がありました。その資料も担当にお渡しをしておきました。

それで、本市は実はこうなんですと、城陽市の方にお話をしたら、すごくびっくりされました。大丈夫ですかと言われました。そういうやり方をしているんですよ。

解決しなくてはいけないのは、園長が応援に入らなくてもいいようにするためには、何が必要なのか。臨時職員の定着率はどうやったら高まるか、そういうことなんですよ。原因がそこだったんですから。それを後回しにして、なぜ民間委託なんですか。お答えいただきたいと思います。

No.97 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.98 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

まず、なぜ委託に踏み切ったかというご質問の部分ですけれども、正職員2名の退職が確定をいたしましたのが11月末でございました。そして、臨時職員3名の方が、いわゆる60歳を迎えましたので、退職されるということが当然想定をされます。そういったものをるる加えまして、実は委託に踏み切ったというのが実態でございます。

それで今後、じゃどうするのかというご質問の部分ですけれども、私どものほうはもちろん定年退職すれば、数字はわかりますので、すれば、その時点で、次の委託のほうに考え方をシフトしたいと思っております。

そのためにも、今回の部分については、いわゆる試行的、モデル的と申しますか、そういった部分で十分、その1園の給食調理委託の部分をしっかり注視していきたいと思っております。

臨時職員の定着の問題ですけれども、確かにおっしゃる旨は大変よくわかります。現実そういった問題が起こっておりますので、こういった分については再度、どこに問題があるのか、なぜ定着率が悪いのか、しっかり真剣に考えてみたいと思っております。

終わります。

No.99 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.100 ○15番(山盛左千江議員)

人が減って、マンパワーがどんどん減っていく。そしたらアウトソーシングも一つの方法だというふうに思いますけれども、先ほど申し上げましたように、調理業務を委託に出すというのは、これはすごく問題があるんです。本当に法律の危ないところなんです。そういったところに手を染めるのは、私はもっと慎重になっていいと思うんです。

余りにも準備不足です。それで他市は、4月からスタートだと、子どもも新しい、園も人事異動などがあって新しい。そこへもってきて調理業務が民間委託であるというのは、リスクが余りにも高いので、9月、だから下半期までずらすということをやっているところも多いというふうにお伺いしました。そのことも含めて検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、官から民というのもいいんですけれども、市長は施政方針の中で「公共性、企業性の両立」という言葉を使われましたね。その両立というのは、足らなくなったり、やれなくなったら民間に出すということじゃないですよ。これでは両立とは言わないですよ。

私が考えるには、民間のノウハウを生かすというのであれば、活力を生かすというのであれば、それを公が、行政が吸収するんですよ、そのやり方を。保育園の調理業務の臨時職員がころころ変わるのに、民間は変わらないんですかね、本当に。向こうも一緒では

ないかなと私は思います。

同じ賃金で同じような業務をやっても、民間なら定着して、保育園だったらだめというのであれば、よほど問題があるんですよ。だったら、民間ではどうやって定着してくれているのか、その方法を盗むんですよ。そうやって、こちらがノウハウを手に入れる。それが両立ですよ、市長、違いますか。私はそういう意味で理解しております。

そうやって私たち行政が民間の力をつけつつ競争性を高めていく。民間に勝てる行政になるんですよ。そこが大事なんじゃないですか。民間は低コストでいいサービスをしてくれるからお願いしましょうと。それは完全に白旗ですよ。降参ですよ。自分たちには能力がありません。やる気がないですと言っているのと一緒ですよ。これは恥だと思います。

いかがでしょうか、市長、お願いします。

No.101 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.102 ○市長(相羽英勝君)

山盛議員がおっしゃるのは、一つの本当に考え方だと思います。私の申し上げるのも一つの考え方かもしれません。

基本的には、私は保育園の給食が保育園の中でやらなければいけないということも、一つ疑問として持っているんですけども、これは何か厚労省で決まっているそうですから、それでは小学校、中学校はどこでやっているかという、給食センターでやっているわけですね。

子どもさん、小さい保育園の子どもさんに対して、食育だとか、いろいろなことがあると思うんですけども、あんな小さなところで、本当に数少ない人が調理師をやりながら、応援をしながらやっていくというのは、これは今、こんなことを言ってもしょうがない話ですけども、前提として私はお話をさせていただきます。

私どもも正職員、あるいは臨時職員で調理師を雇って、調理をしていただいて、今までできているわけでありましてけれども、やはり世間の動きというのは、食育というのでしょうか、食サービスというのでしょうか、そういうものはどんどん民間の考え方というのは高度化して、さらに品質も高くなってきている。それから、人の確保も極端なことを言いますと、市役所のほうで調理の人を、調理員の方を募集するというのが、本当はいいのかどうかということも一つある。

民間の会社、請け負っている会社が、たくさんの中から募集をして、たくさんの中から選抜をしてくる調理員。市役所は市役所として臨時職員を採用するというやり方もありますけれども、それではどちらが、人員の確保という面、それからスキルの高さという面、切磋琢磨するという面で、本当にいいのかどうかというのが一つあると思うんです。

ですから、そういう意味では山盛議員が言われるように、民間のノウハウというのは、やっぱり活用していく必要もあるわけでありませう。

それともう一つは、一時的な問題で考えていくというのは、少し早計だなというふうに思います。これから、それじゃ市でやっていくことが、どういう部分でメリット、デメリットがあって、民間に委託をするということは、どういうメリット、デメリットがあるかと。

たまたま、ここの今回のチラシですか、書いてありますけれども、いろいろ部分委託だとか、総合的なアウトソーシング的に委託をするとか、そういういろいろなことがありますから、これは最後に申し上げましたけれども、お互いに今よかれと思って試行しようと、切磋琢磨しようということで、モデルケースとして一つやらせていただきたいということを、今健康福祉部長が言っているんですよ。

ですから、それはやっぱりいろいろ要件はありますけれども、そういうチャンスも与えていただくというのも、人材の育成だとか、市の職員のスキルを上げていくと、こういうことにつながるんじゃないですか。いかがでしょうか。私はそう思っております。

No.103 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.104 ○15番(山盛左千江議員)

いいですね、こういうやりとりするのって、私、好きですよ。

No.105 ○議長(堀田勝司議員)

山盛議員、不規則発言は慎んでください。

山盛左千江議員。

No.106 ○15番(山盛左千江議員)

保育がどうして自園で調理するかというのをわかっていただきたいと思います。

保育園は家庭の保育に欠ける子どもたちを預かるんです。なので、どっかであつて、お弁当を届けるのではなくて、自園の中でつくるという、そういうねらいがあつたということを知っていただきたいと思います。保育園は学校とは違うんです。ということです。

それから、何でここを選んだのか、アウトソーシングを全部だめと言ってませんよ。言ってませんけれども、実に問題の多いところを選んでしまったということを指摘しているんです。よく、その辺は理解していただきたいと思います。

それから、最後の市民参加の件ですけれども、先ほど「市民とともに議論をする」という

言葉が出てまいりました。「必要な情報を十分説明する」というふうにも言ってくださいました。今現在、議論をする場が確保されているでしょうか。パブリックコメントについては一方通行で、なかなかそういった場面がありませんが、そういったことを今後考えてくだされば、ありがたいなというふうに考えております。

それで、時間も余りないので詰めてまいりますが、今回の介護保険の料金を公表しなかったのは、どういうことなのでしょう。パブコメの要綱の確かに第3条の中に、料金及び手数料の徴収に関する部分は除くというふうに書いてはあります。

書いてはありますが、近隣で言いますと、尾張旭も日進も東郷も大府も三好も、要綱は全部一緒です。全部一緒ですけれども、こちら辺はすべて公表しました。

もちろん、こういうふうに第3条で設けているけれども、やるかやらないかは市長が決めればいいので、これにそう縛られることではないんですけれども、今後こういった料金に関係する部分についてもパブリックコメントで出され、議論をしていくようなお考えはあるのか、お願いいたします。

No.107 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.108 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

今回の計画のパブコメに際しては、今議員がおっしゃられた部分は正直、非常に迷いました。確かに、介護保険の策定委員会では3,900円という答申が出ました。そして今の国の2次補正絡みで、さらに料金が下がるという部分が出ました。それをいわゆるウェブ上に出しているものかどうか。

やはりそういった部分につきましては、答申は答申ですが、それは議決事項であります。そうした部分を加味いたしまして、今回、議員に小さい字というふうに、虫眼鏡ともおっしゃいましたけれども、小さい字で4,000円が目安という文言を入れさせていただきました。

次の、例えば5期の部分につきましては、どうだということなんですが、もし議会のほうが、そういった部分を総合的にご理解いただけるのであるならば、答申を真摯に受けとめウェブ上に流したいと、このように考えております。

終わります。

No.109 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

残り時間、19 秒です。

No.110 ○15番(山盛左千江議員)

議員より先に市民に知らせることはできないというふうにとらわれていらっしゃるようですが、そんなことは決してありません。地方議会は二元代表制です。市長は市民から選ばれ、議員も市民から選ばれました。市が市民への説明責任は必要なんです。そして議会にも必要なんです。二本立てということをご理解いただいて、今後検討いただきたいと思えます。お願いいたします。

No.111 ○議長(堀田勝司議員)

以上で15番 山盛左千江議員の代表質問を終わります。

ただいまの代表質問に関連する質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.112 ○14番(榊原杏子議員)

じゃ、幾つかお聞きをしてみます。

2番目の質問に関連しまして、入札のことで1点確認をしたいんですが、一般競争入札の対象額の引き下げについては予定をしていたけれども、経済情勢の悪化によって遅らすというような答弁でありました。

確認でありますけれども、電子入札については、スケジュールが遅いということ、かねてから指摘をしておりましたけれども、こちらのほうは物品のほうも含めて、スケジュールについては変更はないということによろしいのでしょうか、確認をしたいと思います。

それから、3番目の職員の関係で、特に保育園のことで、いろいろ問題を指摘されたように問題がいっぱいあるわけですけれども、こちらについては、最初の答弁でやっぱり臨職の安定的な確保が難しいからということが一番に言われました。

顧みますと、昨今のこの経済状況、雇用状況の悪化というものがありまして、市が臨時職員を募集するものに対しては、大変注目が集まっているという状況というものがあると思います。社会全体としてはよくないことではありますけれども、既に最近の募集においても、過去にないほど殺到するというか、10倍以上というようなことも聞いております。

こういった状況でありましたならば、しばらくの間は、こういった委託で安定確保ということに頼らなくても、今、臨時職員の確保については、解決のできる状況にあるのではないかと私は考えますけれども、委託に関して準備不足ということをたくさん指摘がありましたけれども、このような状態でありますので、このことを契機として、入札の改革のほうは経済情勢を見て遅らすということでもありますので、同じように人材が確保できるという状況の変化に対応して、これについては考え直す状況ではないかなというふうに思いますけれども、最近行った募集の状況と合わせてお聞かせいただきたいと思えます。

最後の質問に関連しまして、市民参加ということですがけれども、総合計画の中で市民参加基本条例というものを設けるということが明記をされております。今年度、市民協働の計画もおつくりになったわけですがけれども、条例については、同様の条例があちこちでできておりますけれども、やり終えたところでは大変時間をかけて、下準備、それから意見の聴取ですとか調査、それから委員会をつくって、あるいは公募の人を募集して、いろんな合意形成をしていく、その過程も大変大事にされて、長い時間をかけて育ててつくっていく条例だというふうに私は理解をしております。

とすると、そろそろ、これにも手をつけていかなければいけないのではないかなというふうに思いますけれども、この基本条例の今後について、何か方針等がありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

No.113 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.114 ○総務部長(山本末富君)

時間がございませんので、簡潔にご答弁申し上げます。

以前からご案内のとおり、21年の4月から工事のほうは、翌年の22年の4月から物品の電子入札を行います。

以上です。

No.115 ○議長(堀田勝司議員)

濱嶋健康福祉部長。

No.116 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

2点目のご質問にお答えいたします。

ご質問と申しますか、ご提言なんですけれども、臨時職員については昨今、情勢が変わったということで、このように今後、不足の部分については募集をかけてまいりたいと。

ただ一点、正職員2人の退職者が出ているのも事実でございますので、その点、やはり委託のスタートについては今春を考えております。

終わります。

No.117 ○議長(堀田勝司議員)

竹原市民部長。

No.118 ○市民部長(竹原寿美雄君)

3点目、市民参加の基本条例についてご質問をいただきました。

これについては、長い間かけてということでございますので、検討の課題としていきたいと思えます。

終わります。

No.119 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、15番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時36分休憩

午後1時再開

No.120 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

(議長の声あり)

No.121 ○議長(堀田勝司議員)

山盛左千江議員。

No.122 ○15番(山盛左千江議員)

先ほどの私の一般質問、下水道に関して議会が提出しました決議に対する市長の答弁を求めるときでございますけれども、「全会一致で低所得者等への減免措置を可決した」というような表現、それから「全議員が求めた」というような発言をいたしました。決議案が2つ出されておりました、それぞれに賛成者がいましたので、全会一致ではありませんでした。

それから、「全議員が」というふうに申し上げましたが、共産党は両決議に反対されたので、これについても私の言い間違いでありますので、訂正をよろしく願いいたします。

以上です。

(議長の声あり)

No.123 ○議長(堀田勝司議員)

前山美恵子議員。

No.124 ○13番(前山美恵子議員)

ただいまの山盛議員の固有名詞を出すというのは、この場では誤解を招く言葉ですので、訂正を求めるようお願いしてください。

No.125 ○議長(堀田勝司議員)

暫時、休憩といたします。

午後1時2分休憩

午後1時3分再開

No.126 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
山盛左千江議員。

No.127 ○15番(山盛左千江議員)

今、議員のほうからご指摘がありましたので、会派名を削除していただき、「1会派が」というふうに訂正していただければよいかと思いますので、よろしく願いいたします。

No.128 ○議長(堀田勝司議員)

後刻、会議録を精査の上、措置をいたします。
11番 一色美智子議員、登壇にてお願いいたします。

No.129 ○11番(一色美智子議員)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに1項目、子育て支援の充実について。

すべての子どもたちに読書の喜びを、4月23日は、国民の読書活動への関心と理解を深め、子どもたちの読書意欲を高めるために定められた「子ども読書の日」です。

そこで、質問をいたします。

学校図書室の整備と充実について。

いじめが社会問題化してきた昨今、人間関係の希薄さや、さまざまな実体験の不足など、子どもたちを取り巻く状況が、昔よりも今の子どもたちにより多くのストレスを抱えさせています。

だれもが、いじめの加害者にも被害者にもなり得る状況が生まれています。そして、その

いじめは巧妙で陰湿なものになり、その解決を急がれる反面、解決には難しさも増してきております。

そんな子どもたちに心の栄養を与える最良の方法は、本に親しむことであると思っております。現在の子どもたちに必要な、相手の状況を読む想像力や、人を思いやる心を育てるために、本の力はとても大きなものがあると言われております。

その意味からも、子どもたちにとって、身近な学校図書室の整備はとても重要な課題であると思っております。

市内の児童生徒は読書が好きでしょうか。読書は自分の知らない世界を知ることができ、想像力がたくましくなります。いろいろ考えることによって思考力がつきます。また、人を思いやるやさしい心、豊かな人間になります。

最近、子どもたちが、どんな本を読んだらいいのかわからないという声も耳にします。こんなときに適切に本の紹介をすることによって、名作に親しんでもらえたらと考えます。

本市におきましても、学校における朝の10分間読書や、絵本の読み聞かせ、ブックスタート事業の推進等を進めてきましたが、児童生徒の読書離れは依然として続いております。

ある調査によりますと、1日30分以上読書をする小学6年生は36.9%、中学3年生は28.2%にとどまっています。小学生の約3割、中学生の約5割、高校生の約6割が、平日に読書をしていないそうです。

子どもたちがもっと行きたくなる図書室、本をもっと借りたくなるような環境整備が必要です。子どもたちがより多くの良書に出会い、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりの充実、読書活動の推進を図るために伺います。

1番、小中学校の図書室の利用状況を伺います。

2番、図書室の蔵書管理、本の読み聞かせや、子どもたちに本の楽しさを教える、子どもたちが利用しやすい図書室運営をしていただける司書教諭の現況を伺います。

3番、学校図書室を整備し、地域図書館として開放し、地域図書館として活用してはとありますが、ご所見を伺います。

4番、図書室の将来についてどうお考えなのか、お示してください。

次に2項目、高齢者対策について。

1番、認知症の支援の仕組みづくりについて。

1つ目、認知症の高齢者を対象にした「見守りサポーター派遣事業」について、厚労省は昨年7月、全国で約170万人いるとも推測されている認知症対策の指針となる認知症の医療と生活の質を高める研究プロジェクトの報告書をまとめました。

目指すのは、認知症になっても安心して暮らせる社会、認知症の疑いのある人を早期に診断し、適切な医療や本人、家族の支援に結びつくよう、医療と介護の連携を強める施策が打ち出されています。

一方、認知症者を抱える家族にとって大きな負担となっているのが、介護保険の適用外

となっている見守り等の問題です。

認知症が進行すると、徘徊や物忘れがひどく、目を離せませんが、介護保険の訪問介護には見守りなどの軽度なサービスがないからです。今、そのすき間を埋めることで、家族の介護負担の軽減や在宅での見守りの進展を目指すサービスに取り組んでおられる自治体があります。

一例を挙げますと、伊万里市は昨年9月から認知症の高齢者を対象にした見守りサポーター派遣事業を始めました。ひとり暮らしの不安や家族の介護負担の軽減が目的です。実際の業務は市、シルバー人材センターに委託し、既に62歳から75歳の26人が研修を終えておられます。

また、2つ目の「ゆうあいヘルプサービス事業」について、松江市社会福祉協議が運営するゆうあいヘルプサービス事業では、市内在住の高齢者や家事、介護を必要としている人のために、介護保険適用外のサービスも提供しています。

中でも、認知症高齢者の徘徊時のつき添いや話し相手といった要望が多く、こうした対応に備えるヘルパーの養成を開始いたしました。

厚労省でも、全国で100万人の認知症サポーターの養成を目指しております。こうしたサポーターの養成は、その先に事業化を用意することで加速させることもできます。

今、企業の現場では、出産、育児と合わせて介護の必要から、離職者が後を絶ちません。本人は仕方なく、企業にとっても育てた戦略を失う痛手をこうむりながらの離職です。

すべてを行政が行う必要はないでしょうが、もう既に大きな社会問題です。仕組みをつくるのは行政の仕事です。介護のすき間を埋める支援の仕組みとして、住民参加型在宅福祉サービスとして利用者が代金を支払い、サービスを受ける有償ボランティア制度の事業をお考えになってはいかがでしょうか、伺います。

本市の認知症に関するサポーター数は現在何人でしょうか。

2番、介護サポーター制度について。

高齢者による介護ボランティア活動ですが、厚生労働省では介護予防を推進する観点から、65歳以上の高齢者の方が介護ボランティア活動を行ったとき、市が活動実績を評価してポイント化し、そのポイントを使って、介護保険料や介護サービスの利用料に充てることができる介護ボランティアポイント制度を、市町村の裁量によって実施できるように今推進されております。

65歳以上の元気な高齢者が介護施設や在宅介護などのボランティアをし、その活動記録をポイントに換算して、自身の介護保険料に一部反映されますので、高齢者にとっては2点、うれしいことがあります。

まず1つは、地域貢献をしながら、自身の介護予防につながります。そして、生きがいを持って生活ができます。

2つ目は、実質的に自身の介護保険料負担を軽減できます。

今、東京を中心に各地でスタートをしているようですが、自治体によってやり方はいろいろ

ろです。昨年5月から制度化されましたので、先例市の取り組みを見ながら検討している自治体も多いようです。

地域のひとり暮らし高齢者の方への話し相手や、外出や散歩の支援、特別養護老人ホームで食事や配膳などの軽作業ボランティアなど、ボランティアは自身の希望に合わせて在宅高齢者支援や、自治体に受け入れ希望を登録している介護保険施設を選んで活動をされます。

高齢者が外出する機会を持たず、家に閉じこもりがちになる一方で、高齢者の知識や経験を必要とする介護の場は、数多くあると思います。

このような介護サポーター制度の導入についてどうお考えなのか、伺います。

3番、高齢者「緊急時連絡カード」の配布について。

超高齢社会に向かう中、おひとり暮らしの方も増えてきています。また、病を患い、不安を感じている方も多数いるかと思われま

す。日常生活の中で、突発的に体に異常を来したり、ふだん健康な方でも、加齢とともに体の能力が落ちていくのは、自然の流れであります。状況はさまざまですが、突然何かの原因で外出先で倒れ、自己表示できないことなどがあつた場合、現在、救急隊員は倒れた方の衣服から財布などを取り出して、身分を確認することはできません。警察官が立ち会いの場合か、後は搬送された病院に任せるしかありません。

もし、倒れた方が自分の身分を知らせるものを目立つところに携帯していれば、それを見ることができます。そこで、高齢者緊急時連絡カードを作成できないか、提案をいたします。

内容は、緊急時の連絡先、氏名、住所、血液型、かかりつけの病院、担当医などの欄をつくり、本人が自分で書き込めるようにしておき、そして専用のケースも作成し、身につけやすくする。そういうものがあれば、救急隊員がすぐ見ることができ、症状の参考になり、かかりつけの病院が近くにあれば、すぐに連絡をとり、素早い対応が可能ではないでしょうか。病院においても、緊急連絡先への連携や症状に合わせた処置ができるかと思

います。

ほかのカード類も入れることができ、高齢者の方々の使いやすく工夫したケースであれば、さらによいと思います。

もしものときに必要な、緊急時の身分照会連絡カード及び専用ケースの配布は必要だと思

いますが、ご所見を伺います。

次に3項目、生涯学習と学校教育について。

地域に開かれた学校づくりを目指す自治体が増え、さまざまな取り組みが話題を呼んでおります。小中学校を地域住民に開放し、生涯学習の場として提供する聴講生制度が注目を集めています。学びたい科目の授業を、児童生徒と一緒に受けられるというもので、シニア世代の住民らが参加しています。

公立学校を生涯教育の場として開放し、応募してきた聴講生が児童生徒と机を並べて

勉強する。教科書や上履きなどは自己負担、実費で給食を食べることもできます。

聴講生になるための資格制限はなく、外国人も受講できます。児童が大人と触れ合うことで、人を思いやったり、やさしく接するようになった。子どもたちにプラスになっているようです。

また、聴講生は授業や児童らとの触れ合いを通じ、生きがいを感じ、子どもに教えることもあれば、学ぶこともたくさんあるそうです。児童らは聴講生の学ぶ姿勢を見て、学習意欲が増している。教師にとっても授業の質が向上するなど、相乗効果が生まれているそうです。

生涯学習を推進して地域の教育力を高め、さらには開かれた学校へとつなげられる一般市民の聴講生制度は、大きな効果が期待できるものと考えます。ご見解をお聞かせください。

以上、壇上での質問を終わります。

No.130 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.131 ○教育部長(野田 誠君)

では、1項目目、3項目目につきまして、順次お答えさせていただきます。

まず、1項目目の学校図書館の関係です。

1点目の小中学校の図書室の利用状況についてでございますが、現在、市内の各小中学校では、国語力の向上を目指して取り組んでおり、特に読書活動の充実を図っているところでございます。こうした活動を通して、みずから本を手にする事ができる子どもの育成を目指しております。

読書活動の取り組みでは、朝の読書や読書タイムの設定、読書週間や読書旬間の工夫、関連図書や調べ学習の図書の充実が挙げられます。

また、読み聞かせは、読書への興味、関心を高めるとともに、学年や個に応じた読書の量と質の向上につながっていくものと考えております。

「読み聞かせのまち豊明」を目指し、ボランティアの方々にもご協力をいただいております。本に多く触れ、読んだり調べたりするなど、子どもたちが図書館を利用する姿が多くなってまいりました。

2点目、学校図書館司書の増員というご質問なんですが、各学校では本務教員の司書教諭と、豊明市教育委員会が採用させていただいております臨時職員の学校図書館司書が、全小中学校、この臨職は全小中学校に1人配置しております。が、協力しながら、図書館の運営を行っているところです。

各学校に配置している学校図書館司書は、図書室の蔵書の管理、新書や推薦図書の

紹介、読んだ本の感想の提示など、子どもたちが落ち着いて読書ができるよう、学校図書館の環境整備に努めていただいております。

また、読書感想文の書き方や、学年に応じた本の紹介、読み聞かせを行うなど、読書活動の推進に積極的に取り組んでいただいております。

ご提案の臨時職員の図書館司書の増員については、現時点では考えはございません。私どもの豊明市教育委員会の喫緊の課題は、何よりもマンパワーの増員は特別支援教育支援員の増員、次に教員補助、これが私ども市教委の優先順位でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから3点目、地域図書館としての活用についてでございますが、学校図書の充実には、読書活動の推進において大変重要であると考えております。調べ学習に必要な本については、市の図書館から貸し出しを行うなど、資料の充実を図っています。

子どもたちの活動の様子を見てみますと、新書や課題図書などの貸し出しの順番を待っている子どもが多く見られますし、図書館の利用の機会が大変多くなってきております。

また、図書館だけ独立した部屋になっておりません。これは構造上の問題ですが、なっておりませんので、今の時点で地域に活用、あるいは地域に開放ということは、難しいかなと考えております。

4点目、図書室の将来構想について。

市立図書館との連携とともに、子どもたちが本を好きになる環境を整えていくことが大切であり、そのためにも魅力ある図書館であることが望まれております。

今後、図書館システムの整備では、蔵書の管理、貸し出しの図書のデータベース化、市立図書館や学校間での図書に関する情報交換やネットワーク化が考えられております。

続いて、3項目目の生涯学習と学校教育についての中で、聴講生制度についてお尋ねがありました。

改正教育基本法第3条では、生涯学習の理念について、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現を求めているところでございます。

さて、議員のご提案の小中学校の授業でシニアが子どもたちと一緒に学ぶ、いわゆる聴講生制度は、シニアにとってもリカレント教育の機会の提供、クラスメートは恐らく孫世代になるかと思いますが、新しい形での世代間交流が可能であり、生涯学習活動には大きな効果があるのではないかと私どもも考えております。

経費もほとんどかからないということですので、実施に向けて早急に、すぐさま検討してまいりたいと存じます。

以上で終わります。

No.132 ○議長(堀田勝司議員)

濱島健康福祉部長。

No.133 ○健康福祉部長(濱島義和君)

健康福祉部には1点、高齢者対策についてということで質問が寄せられました。順次、お答えをしたいと思います。

まず最初に、認知症支援の仕組みについてでございます。

認知症につきましては、介護保険の第3期で地域密着型サービスということで制度化されました。豊明市におきましても、この期に認知症グループホームが1軒オープンしたところでございます。

これは施設でございますので、議員の趣旨とは若干異なっておりますけれども、認知症支援につきましては、私どもも力を入れていきたいというところでございます。

まず最初に、認知症高齢者を対象にした「見守りサポーター派遣事業」についてでございますけれども、認知症の人と家族への応援であります認知症サポーターを全国で100万人養成し、認知症の高齢者が安心して暮らせるまちを目指しております。

少し大きな数字ではございますけれども、現在、日本ではどのくらいのサポーターがみえるかという数字でございますけれども、国では63万9,000人、愛知県では4万2,000人、豊明市では400人が、現在、認知症サポーター養成講座を受講しておみえになります。

その活動内容は、認知症高齢者とその家族を温かく見守る応援者となってもらうことによりまして、活動内容は人それぞれでございます。認知症サポーターを多数養成し、認知症になっても、生まれ育った地域の中で人間らしく安心して暮らせることができるまちづくりを、市民の手によってつくり上げることを目指しております。

2点目の松江市の「ゆうあいヘルプサービス事業」の点でございますけれども、この事業につきましては、地域の高齢者や障害者で介護などが必要な方々に、豊かで自立した生活を過ごしていただくため、住民同士の助け合いを基本とした、家族の負担を軽減するための会員方式の在宅サービスだと思っております。

利用会員、協力会員、賛助会員から成り立ちまして、家事に関すること、身体の介護に関すること、認知症支援に関することから、サービス利用者は料金を支払い、支援に応じて協力会員への活動費などが支払われる住民参加型の有償ヘルパー制度でございます。

家族介護の負担軽減や住民同士の助け合いを基盤とした制度であると、このように認識をいたしております。

続きまして3点目、介護サポーター制度でございます。

地域ボランティア活動を始め、地域で生き生きと活動している高齢者を支援するとともに、介護保険サービス等のサポーター活動をする方を対象に、登録制度によりその活動をスタンプで記録いたしまして、ポイント化することによって、翌年度の介護保険料に充てるための資金として現金化する制度であります。

スタートは、東京の千代田区と東京都の稲城市がスタートだというふうに記憶しております。

す。

4点目の「緊急時連絡カード」でございます。

高齢者本人の同意による申告情報により、緊急時に適切な対処ができるよう、身体状況や緊急連絡先等を記入いたしましたカードを身につけ、緊急時に対処できる制度であるというふうに考えております。

本市では、ひとり暮らし高齢者につきましては、災害時等要援護者登録台帳や地域民生児童委員の把握によりますひとり暮らし老人の福祉票、高齢者世帯福祉票等々により、緊急時に対応できるよう整備に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、大変先進的な事例でございます。4点とも十分研究したいと、このように考えております。

終わります。

No.134 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.135 ○11番(一色美智子議員)

全般にわたりご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、子育て支援の充実については、豊明市立図書館栄分室の状況を教えてください。

No.136 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.137 ○教育部長(野田 誠君)

栄分室の状況は、20年3月31日現在でご容赦くださいませ。

まず、蔵書につきましては、一般書、児童書を含めて1万700冊。

入館者数におきましては、年間で1万8,617人。18年度実績は1万6,630人でしたので、12%ほど伸びております。

一方、図書の貸出冊数は、19年度実績として4万6,261冊。18年度実績は3万9,119冊ですので、18%伸びております。

以上です。

No.138 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.139 ○11番(一色美智子議員)

本市の図書館の司書教諭等の配置を見ますと、他の市町に比べまして進んでいると評価をいたします。

図書室を整備するということは、とても片手間にできるものではなく、奥の深い仕事であり、学校教育には欠かせない重要な仕事であると感じます。子どもたちがより多くの良書に出会い、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりの充実をお願いします。

そして今後、ネットワーク化を進めていくことは、非常に重要になってきます。学校図書館を地域図書館として市民に開放することは、メリット、デメリットはありますが、必ずプラスになると考えます。

将来構想として、市の総合計画に今後盛り込んでいていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お聞きいたします。

No.140 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.141 ○教育部長(野田 誠君)

総合計画につきましては、18年度から10カ年、27年度までですので、見直しを中間点でやるとしても、あと2年ぐらいでしょうか。その時点で見直すかどうかにつきましては、ちょっと即答はできかねます。

先ほどのお答えと繰り返しになると思いますが、学校を開放していく開かれた学校経営、開いていく学校につきましては、市教委としても何ら異存はございませんので、構造上の問題さえクリアすれば、基本的には地域に開放していきたいということは、議員と同じ考えでございます。

以上です。

No.142 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.143 ○11番(一色美智子議員)

次に、高齢者対策についていきます。

先ほど、認知症のサポーターの人数について回答をいただきましたが、本市のサポーター養成状況についてお答えください。

No.144 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.145 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

まず、サポーター養成講座の講師ができます資格をとります「キャラバンメイト」という名称がございますけれども、その登録数は現在、豊明市では10人おみえになります。

内訳は、市の介護相談員が6人、そして職員が4名です。

このサポーター養成研修は、18年度に始まりまして、18年度は5開催で143人、19年度に8開催、251人。今年度2開催、112人。合計506人で、このうち職員は67名が受講しております。

終わります。

No.146 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.147 ○11番(一色美智子議員)

介護サポーター制度について、介護支援事業の介護予防事業に見込めると思います。

そして、国からの補助制度もあると思いますが、もし介護サポーター制度を本市で実施するとしたら、どのくらいの費用を要しますか。わかれば、教えてください。

No.148 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.149 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

この事業につきましては、介護保険の介護予防事業の交付金対象事業になろうかと思
います。

したがって、この事業を行うならば、国から 25%と愛知県から 12.5%、そして1号保
険者、1号保険者と申しますのは 65 歳以上の方の保険料から 20%、そして2号保険者、
40 歳から 64 歳の間の方の保険料から 30%、市の持ち出しは 12.5%という割合になります
ので、実際的には経費的には問題はないのではないかなと思いますが、これには1つ条
件がございます、いわゆる介護保険事業計画に組み入れるという条件がございます。

現在、第4期につきましては、パブリックコメントが終わりまして、まさに策定、確定の段
階でありますので、第4期の部分については、途中から事業を挿入という形は、介護保険
料の計算の仕組みを変えなければなりませんので、そうした部分にはちょっと検討の余地
があるのではないかなと、このように考えております。

終わります。

No.150 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.151 ○11番(一色美智子議員)

次に、いきます。緊急時の連絡カードについて。

本市では、ひとり暮らしや高齢者世帯を対象に、高齢者の方々が地域で安心して暮らす
ための事業として、緊急電話の利用助成による安否確認事業を実施していますが、実際
の通報件数がわかれば、教えてください。

No.152 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.153 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

緊急電話の通報件数につきましては、昨年の4月から 12 月までの期間でございますけ
れども、14 件ございました。ご利用者は 472 人の登録でございます。そのうち、14 件の通
報がありました。

このうち、14 件中、実は9件が誤作動ということで、そういうカウントがされております。誤
作動の場合でも、消防署のほうは駆けつけると、こういうシステムになっております。

終わります。

No.154 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.155 ○11番(一色美智子議員)

本市の65歳以上でひとり暮らしの方は何人いますか。わかれば、教えてください。

次に、昨年、市内の65歳以上の高齢者の方への救急車の出動回数は何件でしたか。

それと、もしものときに救急隊員の方に名前、生年月日は、かかりつけの病院はと質問されても、答えられるでしょうか。もしも答えられない場合には、本市ではどうしていますか、伺います。

No.156 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.157 ○消防長(近藤和則君)

平成20年中の高齢者、65歳以上の救急搬送件数でございますが、全出動件数2,387件で、そのうち高齢者は962件、40.3%。高い数字になっております。

それから、出動現状において、本人確認や連絡先が判明しない、こういったときの対応でございますが、一般的には現場には、そういう方でございますので、家族や関係者がおみえになると、こういうことで確認がとれますが、とれない場合は救急車搬送を優先し、その後、高齢者福祉課、あるいは民生児童委員並びに警察等の関係者に通報すると、こういうことになっております。

以上でございます。

No.158 ○議長(堀田勝司議員)

濱島健康福祉部長。

No.159 ○健康福祉部長(濱島義和君)

20年度の高齢者の独居の方ですが、1,060人です。

終わります。

No.160 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
一色美智子議員。

No.161 ○11番(一色美智子議員)

緊急時の連絡カード実施の方向で考えていただけますか、お答えください。

No.162 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
濱嶋健康福祉部長。

No.163 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

先ほどもご答弁申し上げましたが、このカードにつきましては、介護保険の関係は確かにございません。非常によい制度ですので、十分に検討させていただくということで、先ほどご回答を申し上げました。そのとおりでございます。
終わります。

No.164 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
一色美智子議員。

No.165 ○11番(一色美智子議員)

少々意見を述べさせていただきます。

介護保険の範囲でできること、できないことがあります。介護認定をされてから、初めてサービスが受けられます。65歳以上の本市の介護認定者は、全体の約14%にしか過ぎません。残りの86%の方は、非該当者となっております。

しかし、認定には該当しないが、日常生活に支障を来す方、サービスが必要な方がいます。支援を必要とされる方は、高齢化とともに今後増え続けることが予想されます。利用者が代金を支払い、サービスを受ける有償ボランティア制度を考えるべきだと思います。

また、介護サポーター制度は、高齢者の方々が支援ボランティア活動を通して、地域貢献や社会参加をすることで元気になっていく、いろいろな面で助かる施策だと思います。

行政としても、地域福祉費用の軽減等の成果につながっていく施策と考えられると思います。ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

緊急時連絡カードについても、ぜひ前向きに、実施の方向に最大限の検討をしていただ

きたいと思います。

最後に、生涯学習と学校教育について、とてもいい回答をいただきました。

市長の施政方針にも、「すべての市民が気軽に学び、心豊かに生活を送ることができるように、生涯学習の充実を図り」とあります。

この制度は、さまざまな効果があるだけでなく、予算も一切かからないというメリットがあります。シニア世代が孫と机を並べて学習するのは、素晴らしいことだと思います。

市長のお考えが何かあれば、お伺いしたいのですが、よろしく願いいたします。

No.166 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.167 ○市長(相羽英勝君)

一色議員のご質問のありました生涯学習、あるいは学校教育、特に教育という面については、読んで書いて、そして人の話を聞くということがありまして、読むというのは、多角的な見地から物事を緻密に思考していく力を育てる。それから聞く、あるいは話すということからいきますと、機転のきく人間を育てる。そして、書くということについては、正確な人間を育てると、こういうようなことがよく言われます。

そういうものを、総合力を発揮して、より豊かで充実した人生を終始一貫味わっていただくためには、生涯教育というのは大変大事なことでありますので、このことについては私も大変必要なことであるというふうに、常々思っております。

今後、この部分についての具体的な内容については、よく検討をした上で進めさせていただきたいと、こういうふうに思っております。

No.168 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.169 ○11番(一色美智子議員)

ありがとうございました。

現在、近いところでは、愛知県の扶桑町の町立小中学校の全6校で9人の聴講生が学んでいるそうです。ぜひ、本市においても一日でも早く実現できることを祈り、要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

No.170 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、11番 一色美智子議員の一般質問を終わります。
ここで、10分間休憩といたします。

午後1時47分休憩

午後1時58分再開

No.171 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。
22番 伊藤 清議員、登壇にてお願いいたします。

No.172 ○22番(伊藤 清議員)

議長のご指名をいただきましたので、通告に沿い一般質問をさせていただきます。

今定例会では、初日に特別職の選任議案が提出をされまして、石川副市長が再任をされました。討論の中でも申し上げましたけれども、4期目の私にとりましても、特別職の再任ということは、初めての経験でありました。

これまで、助役、教育長などの特別職は1期で交代をされておりました。そのことの是非を、ここで論じる気はございませんけれども、それぞれメリット、デメリットがあるかと思えます。

今回の副市長の再任につきましては、私の中にも、大いなる期待と若干の不安が混在しているところでございます。このことも先日の討論で申し上げましたけれども、石川副市長におかれましては、次の4年間、メリットを最大限に生かし、デメリットを最小限に抑え、豊明発展のためにご活躍をいただけますことを願っております。

4年間と申しましても、2年後には市長選が控えているわけでもございまして、今回の人事案がさまざまな憶測を呼び、既にあちらこちらでいろんうわさが飛び交っておりますけれども、石川副市長におかれましては、そうしたうわさに心乱されることなく、500人の職員を束ねる立場であることを十分にご理解をいただき、お忘れなく職務に邁進していただくことを、壇上からお願いをしておきます。

また、この議場におみえの近藤消防長、さらには野田教育部長におかれましては、本年度無事ご卒業をされるということでございます。教育と消防につきましては、たまたま私のフィールドでありましたので、たびたび衝突もいたしましたけれども、そうした中で感じておりましたのは、最終目指すものは同じであると。豊明のため、市民のためにどうあるべきかと、行き着くところは同じでありました。

そこへ至る過程には、さまざまなルートがございますので、道順の違いからかみ合わないこともございましたけれども、大変私は多くのことを学ばせていただいたと感謝をいたしているところでございます。衝突した分だけ、お二人に対する私の思い入れも深いものが

ございまして、今はただ寂しい思いであります。

それぞれ、この4月以降、ご予定がおありのようでありますけれども、もう若くはありませんので、健康には十分にご留意をいただきながら、さらなるご活躍をお祈りするものであります。長い間、本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。

とは申しましても、特に野田教育部長におかれましては、この後の私の質問に対しまして、回答をいただくわけでありますので、私も一生懸命やらせていただきます。部長の最後のいい思い出になるように、頑張ってやってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、前置きが長くなりましたけれども、質問に入らせていただきます。

1点目といたしまして、学校体育施設の開放についてということでお伺いをいたします。

本市福祉体育館につきましては、建設当初にあつては、体育施設と福祉施設の複合型ということで大変珍しく、他市町からも大変多くの視察があつたようにお聞きをいたしております。

健康に対する意識の高まり、生涯スポーツという概念の定着、さらには建設当初には存在しなかった競技種目の出現による競技人口の拡大など、さまざまな要因のもと、現在の福祉体育館は飽和状態にあります。

福祉体育館の実際の稼働状況を見ますと、最新のデータでは体育館利用の中心になりますアリーナにおいては、午前 98.8%、午後 97.7%、夜間 98.4%となっております。卓球場についても、午前、午後ともに 99%を超えており、夜間については若干下がりますけれども、それでも 95.7%という高い利用率にあるわけでございます。

スポーツに親しむ人が増えたということは、健康維持増進の観点から見ても大変喜ばしいことであるし、また地域コミュニティーの充実、再生の面からも、大変に望ましい歓迎すべき事実であります。

健康福祉部、濱島部長のところの所管ですけれども、「とよあけ健康基本計画21」の中で、重点項目の取り組みということで、3つの事業が掲げられておりますけれども、その中の2番目、肥満予防対策という中では、みんなが体を動かす取り組みという項目の中で、福祉体育館の活用ということを掲げられております。

また同じく、健康づくり知識の普及と環境整備という項目の中でも、福祉体育館の活用を掲げられております。

この「健康基本計画21」は、さまざまな場面で福祉体育館に対する活用ということがうたわれているわけでございますけれども、濱島部長、おっしゃるとおりです。健康維持増進の観点からすれば、日々の食生活と並んで体を動かす、運動をするということは、大変大切なことなんですが、部長、残念ながら福祉体育館は現状、既に飽和状態にあるわけであります。

天候に左右されない屋内運動場というのは、大変魅力的でありますし、健康福祉部として、そこに魅力を感じられるのは当然のことであるし、また市民の皆さんにもそうした

趣旨が十分にご理解いただけていると。これは濱嶋部長の努力のたまものであると思いますが、現状そうしたことで飽和状態にある。

そうした状況の中で、さらなる活用が期待される状況を勘案しますと、じゃ第2体育館かということにもなりかねませんが、現下の財政状況をかんがみますと、そうした状況下にはございません。既存の施設を有効に活用するという事しかないわけでありまして。

そうなりますと、これはもう小中学校の体育館について開放拡大という道しか、残っていないという結論に達するわけでございます。

春日井市におきましては、市内39小学校、15中学校で、平日、夜間も含めて開放をいたしております。春日井市内には約500のスポーツ団体があるそうですけれども、高まる市民の健康に対する意識を、側面から大いにバックアップをされております。

利用につきましては、原則1団体につき週1回、1校までで、年間を通して申請した曜日、時間、種目で、毎週または隔週で利用できるということでありまして。

本市における各学校の体育施設予約がどれほど大変か、ご存じでしょうか。月初めには朝7時には既に体育館前に予約待ちの人が並ばれるという現状にあります。屋内体育施設が不足しており、奪い合っているということでありまして。

このことについて私も先日、地元の方から要望をいただいております。そうした他市の状況も踏まえ、学校体育施設の開放拡大について、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、小中学校におけるいじめの実態と携帯電話の取り扱いについてお伺いをいたします。

まず、各学校におけるいじめの実態とその対応については、現状について、まずはご報告をいただきたいと思っております。

次に、学校裏サイトへの対応についてお伺いをいたします。

いじめというものは、本質は同じと考えますけれども、その対応は時代によって変化をしていきます。現在、この裏サイトへの対応というのは、急務の課題であると考えております。

昨年、議員有志とともに、三重県伊賀市に視察へ行ってまいりました。伊賀市ではモニタリング用の携帯電話で裏サイトを先生方が随時、チェックをされております。不適切なものについては、管理者に削除依頼をされるそうですけれども、最も重要なことは、先生が、大人が見ているよというメッセージを発信するという事であると力説をされておりました。こうした取り組みは、確かに心理的な抑止力、大きな抑止力になるであろうと感心をさせられたところでございます。

本市においても同様の取り組み、もしくはそれにかわる何らかの対応が必要と考えますが、大切なことは大人が見ている、知っている、わかっているよという強力なメッセージを、いじめの子、いじめられる子、傍観する子、すべての子どもたちに向けて発信することでありまして。

平成21年1月30日付文科省初等中等教育局長名の「学校における携帯電話の取り扱い

いについて」という通知、この中でもネット上のいじめ等に関する取り組みの徹底について触れられております。

昨年の11月、文科省が「ネット上のいじめに関する対応マニュアル・事例集」という冊子を学校、教員向けに配布をされたと思います。

本市における対応は、そこらが基本になっているかと推察をいたしますけれども、現状の取り組みについてご報告を願います。

合わせて、伊賀市のような取り組みについて、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、携帯電話の取り扱いについてお尋ねをいたします。

先ほどの文科省初等中等教育局長名の通知において、小中学校への携帯電話持ち込みについて、原則禁止の徹底を求めています。

本市では、既にそうした方針を示され、運用されていることとは思いますが、現状を踏まえてお聞きをいたします。

実際の学校現場はどうなっておりますでしょうか。禁止されているはずの携帯電話が、実際には堂々と持ち込まれ、授業の妨げになっているということはないのでしょうか。

現場の指導力にいささかの不安がございますので、あえて実情についてお聞きをいたしたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。

No.173 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.174 ○教育部長(野田 誠君)

2点からご質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まずスポーツ開放。学校体育施設の開放についてであります。議員が壇上にてお話しされましたように、福祉体育館のアリーナ部分、午前、午後、夜間、さらに卓球場も午前、午後、夜間、いずれもほぼ飽和状態であることは、おっしゃるとおりでございます。

さらに、じゃ小学校の体育館ということになるかと思うんですが、平成21年度は喫緊の課題であります公立学校の耐震補強工事が行われます。

なかんずく、21年度は小学校の体育館が5校、豊小、中央、沓掛、栄、双峰でしたか、時期は違いますが、豊明、中央、沓掛は6月から恐らく工事に入ります。栄小、双峰小は10月からを予定しております。いずれも5カ月ぐらいの工期になるかと思っております。

ですので、使いたくても使えない状況が、21年度にはかなりの部分で、スポーツ愛好者の皆様には難儀を強いるかと存じます。

でありますので、そんな中、ご指摘のように小中学校のスポーツ施設、体育館、武道場

等については、学校開放日の拡大に向けては学校と協議して、もちろん学校の施設は、スポーツ開放につきましては、学校経営に支障のない範囲内という大前提がございますので、この大前提を踏まえて学校側と協議し、一日でも多くの開放日ができるように進めてまいりたいと存じます。

2点目でございます。小中学校におけるいじめの実態と携帯電話の取り扱いについてでございます。

まず1点、各学校におけるいじめの実態とその対応についてですが、いじめの問題は、学校教育において大変重要な課題としてとらえており、その実態の把握と対策に取り組んでおります。

各学校では定期的に教育相談を実施し、子どもたち一人ひとりの悩みや不安がないかどうかを面談方式で行っております。

また、校内ではいじめ・不登校対策委員会を設置し、指導体制の一層の強化を図っています。担任だけでなく、養護教諭やすべての教職員がいつ、どこでも相談できる体制づくりを行い、問題解決に向けて迅速に、個人ではなくてチームで、チーム体制で対応しているところでございます。

いじめの実態ですが、携帯でいえば、からかいや冷やかしが一番多く、言葉での脅しが次に続きます。クラスメイトが何気なく言った言葉で傷つくことがあります。良好な人間関係を築くためにも、言葉の使い方、言葉の大切さについて指導しているところでございます。

また、いじめの発見については、ほとんどが本人からの申し出や教師の発見によるものです。教師が一人ひとりの子どもたちをしっかりと観察し、少しの変化も見逃さない、そして発見したら迅速に対応していくという姿勢で臨んでおります。

現状において、今年度の発生状況と昨年度と比べますと、小学校、中学校ともいずれも大変減少しております。今後も豊明市教育委員会の重点課題の一つでもございます自分づくり、教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

2点目の学校裏サイトへの対応についてでございますが、学校裏サイトはサイトそのものを監視することは大変難しく、対応に苦慮しているところでございます。

学校裏サイトへの対応につきましては、書き込みを見つけたら、直ちに管理者や関係機関に連絡をしています。

現時点において、学校裏サイトに関する情報はございませんが、各学校において、こうしたサイトの情報に十分気をつけるとともに、もしも情報が入れば素早く対応していくことを確認しております。主に生徒指導の先生が、この役割を担うと思います。

また、学校裏サイトやサイバー犯罪への対応など、情報モラル教育についての研修も、教職員、生徒、保護者を対象に実施しております。

続いての携帯電話の学校への持ち込みについてでございますが、学校では携帯電話の持ち込みは、原則禁止としております。

先ほど、議員が壇上で申された文科省の通達の中にも盛り込まれております。携帯電話の持ち込みは原則禁止としております。したがって、学校へ携帯電話を持ってきている児童生徒はございません。

ただし、子どもの登下校時の安全の確保のため、どうしても持たせたいということがあれば、保護者としっかりと事前に話し合っ、在校中は学校で預かるなど、状況に応じて対応しております。

以上で答弁を終わります。

No.175 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

伊藤 清議員。

No.176 ○22番(伊藤 清議員)

まず、学校開放について、わかったようなわからんような答弁だったんですけども、どうされるのですか。

耐震改修があるのは、それはわかっていますし、その何か「一日でも多く開放できるように」と、これは平日に向けて開放していただけるということなんですか。今、現状は金曜日の夜間と、土曜日と日曜日ですか、という形だと思うんですけども、春日井市の例を示しました。豊明の現状もお話をさせていただきました。

今、学校の体育施設を予約するというのに、もうどれほど大変かと。朝早くから並ばれるんですね。これは現実、去年、教育長にもお話をして、教育部長にもお話をして、多少改善をしていただいています。でも現実、もう飽和状態にあるわけですよ。

ですから、その耐震改修を踏まえて、その前後、まあ後からでもいいです。改修が終わってからもいいです。開放されるのかどうか、「一日でも多く」と言われても、これは曜日が増えるのかどうなのか、よくわかりませんので、そこら辺はつきり平日の開放に向けて努力をされていくということよろしいのでしょうか。その耐震改修が終わった後ということでも結構です。はっきりとした答弁をいただきたいと思います。

No.177 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.178 ○教育部長(野田 誠君)

ご案内のように、土曜日、日曜日、祝日、金曜日は開放しております。

それ以外の平日、曜日を増やしていくということで、検討をさせていただきます。

No.179 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

伊藤 清議員。

No.180 ○22番(伊藤 清議員)

ありがとうございます。曜日を増やしていただけるということでもありますので、私も1期のうちぐらいは、そうしたことで答弁をいただければ、満足をしていたのですが、だんだん欲が出てきますので、確認をさせていただきたいと思うんです。

これまで他市においては、そういうことで平日も夜間に開放したりしているようなところもあったわけですが、本市においてはやってこなかったと。それについては何か障害があって、何か問題があって開放してこなかったのか。それとも、そこまで需要が逼迫しているということについて気づいてなかったのか。何か障害があったということであれば、それについてお示しをさせていただきたいと思います。

No.181 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.182 ○教育部長(野田 誠君)

特段、障害があったということは聞いておりません。

このスポーツ開放は、小中学校の特に屋内運動場に関するスポーツ開放につきましては、もう何十年も前からこういう形で開放してきております。

昭和の時代から進んできたこの小中学校のスポーツ開放ですので、特段、平日の回数をもっと増やせというような声が、私どもには届いてきていなかったというのが現状ではないでしょうか。

No.183 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

伊藤 清議員。

No.184 ○22番(伊藤 清議員)

状況はよくわかりました。平日夜間についても開放していただけるということですので、特段、今まで障害があったわけじゃないと。何か問題があったなら、それをどうやって除去するかということで、頭を悩ませないといかんなと思っておったんですが、そういうことでないならば、一刻も早く開放をしていただきたいというふうに思います。

これもまた春日井市の例で、壇上で申し上げましたけれども、年間予約と。年間で利用計画がある団体については、何曜日、何時からどこの小学校、どこの中学校でという形で、利用者の便宜を図るべきじゃないのかなと。とにかく大変なんです。

予約をとるのが奪い合いの状態ですから、東郷、日進なんかの近隣の状況を聞きましても、やはり半年なり、年間なりの計画を立てていただいて、定期的に使っていただいているということでございます。

これを機に、そうした年間での利用計画を認めて利用させるということもお考えをいただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

No.185 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.186 ○教育部長(野田 誠君)

現時点では、そこまでの1年間の担保までという考えはございません。

No.187 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

伊藤 清議員。

No.188 ○22番(伊藤 清議員)

現状は金曜日、土曜日、日曜日、祝日ですかね、各小中学校の体育館、運動場と使われておりますけれども、ほぼ固定されているわけじゃないですか、現実。

そうしたことを考えていただいて、やはり予約の大変さ、一遍じゃ今度、月初めの朝7時ぐらいに、福祉体育館の前の状況を見ていただくとわかると思います。大変なんですよ、予約をとるのが。

皆さん、決まった曜日、決まった時間に、同じスポーツをやるためにとられるわけですよ。春日井市ではそういうことをやっておりますので、ぜひこの機会に検討していただきたいという程度に、このことについてはとどめておきます。

次に、いじめのほうに入っまいりますけれども、これも何かわかったようなわからんような話なんですけれども、問題を整理して教育長に伺います。

いじめ、何をもっていじめと定義をされているのか。また、そのいじめが解決したと、何を
もって解決されたと認定をされるのか、その定義についてお考えをお聞かせください。

No.189 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

No.190 ○教育長(後藤 学君)

これがいじめの定義であるという明確なものはないと思いますが、基本的には本人が非
常にそのことについて不快感、あるいは精神的な負担を感じるということであれば、周りの
人、あるいは客観的に見て、それがいじめに当たるかどうか疑わしいということであつて
も、それはいじめとして、とらえるべきではないかなというふうに思っております。

解決につきましては、今、学校ではいじめの当事者双方からいろいろ事情を聞く。それか
らまた、周囲の友だちとか、そういった周囲の人からも事情を聞くということで、事実関係を
把握して、そして条件が整えば、当事者同士の話し合いをさせて解決をするというようなこ
とをしております。

ですから、完全な解決というのは、当事者同士が話し合つて、そこで悪かったと、これか
らは気をつけますということで、それで納得しましたということで、当事者同士が話し合いで
納得すれば、その時点が解決の状態かなというふうに思います。

なお、蛇足ですけれども、いじめの問題はなかなか子どもたちの心理も絡んで、そうすっ
きり解決というふうにはいかないような場合もございます。そういった場合には、学校のほ
うではその後も継続をして、経過観察といいますか、しておりますことを申し添えます。

No.191 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

伊藤 清議員。

No.192 ○22番(伊藤 清議員)

教育長のお考えになるいじめと、その解決の定義については理解をいたしました。

昨年、市内の中学校の体育大会の前日に、あるNPOの主宰するサイトに殺人予告が書
き込まれました。当日は厳戒態勢の中、体育大会は挙行されたわけですけれども、その
後、11月に当該書き込みをした生徒が逮捕されたと。

それを報じる新聞記事には、少年の供述として、いじめを受けていたので、仕返しをした
かったと容疑を認めているという供述が報道であったわけなんですね。

その同じ報道の中で、学校側は1学期にいじめはあったようだけれども、解決をしていたと。体育大会にも元気に参加していたので、驚いているということをお話してみえるわけですね。

子どものほうはいじめを受けていたので、仕返しをしたかったと。学校側が言うように、この問題が例えば1学期に本当に解決をしていたのであれば、このような行動には出なかったんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺の教育長の見解をお伺いします。

No.193 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

No.194 ○教育長(後藤 学君)

その11月の記事には、いじめを受けていたので、仕返しがしたかったというふうに明確に書いてございますが、このことにつきましては、保護者のほうにもお話を伺っておりますが、ちょっとニュアンスが違うというふうに聞いております。

それから、学校側のほうですが、いじめはあった。言葉によるからかいといいますか、そういったいじめがあって、生徒から通報があって、そして話し合った結果、このことについては基本的に、先ほどの何をもって解決するかという定義のどこの段階までという問題はあるにしろ、一応その問題が、引き続き当事者が根に持つというような、そういう状況ではなかったという判断をしているということです。

基本的には、学校側の見方としては解決したというふうにとらえております。

No.195 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

伊藤 清議員。

No.196 ○22番(伊藤 清議員)

ちょっと私自身も混乱をしてきたんですが、いじめは何をもっていじめとするか、それが解決したかどうか。これは本当に外から、はたから見ても難しいとは思っています。

ただ、こうした書き込みまでして、中学3年生にもなれば、どういった影響があるか、ある程度は理解できると思うんですよね、豊明の子どもたちは。ここまでの書き込みをしたということに対しては、やはりそれほど根深いものがあったんだろうと考えるのが、妥当じゃないかなと思うんですよね。

私はこの新聞記事を目にしたときに、ある意味非常にショックを受けたんです。この学校

のメッセージというのは、いじめている子、いじめられている子、またそれを傍観する子どもたち三者三様、それぞれに物すごく間違っただけのメッセージを与えたことになっていませんか。

実際には、いじめが水面下に潜って陰湿化して、巧妙化して、続けられていたわけじゃないですか。

それを学校のほうは、先生のほうは、いや解決したと思っていましたと。そのいじめられている子にしてみれば、先生に申し出をして、この現状を脱出したいと、一縷の望みを先生に託した。それを先生は解決したと思っていたと。こんな間違っただけのメッセージはないんじゃないかなと。

傍観する子どもたちにしてみれば、やっぱり学校は当てにならないよというメッセージ、間違っただけのメッセージを送ったことになっていないのかなと。私はこのコメントについては物すごく猛省をしていただかないといかんと思うんですが、教育長、どうですか。

No.197 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

No.198 ○教育長(後藤 学君)

このいじめが軽いものであって、実質的に解決していないかどうか。そして解決してなくて、そのことが原因でこのような事件が起きたかどうかということについては、私は大変心配をいたしました。

いたしましたので、校長にも直接聞いておりますし、それから教頭とも直接話をしております。そういった中で、学校としてはこういった事件に至るような、そこまで深刻ないじめであったというとらえ方はしていないというふうに聞いております。基本的には解決したというふうに聞いております。

以上です。

No.199 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

伊藤 清議員。

No.200 ○22番(伊藤 清議員)

どうもご理解をいただけないようですが、そういう認識が間違っただけのメッセージを送っていないですかということを行っているんですよ。

教育長はそうはおっしゃいますけれども、私はこの新聞を読んで、すぐ学校に電話しましたよ。「何でこんな、本当に理解して把握していなかったの」と、「本当にいじめは解決したと思っていたんですか」と。私も、いろんなボクシングを通じて子どもたちとのつき合いの中で、いろんな情報が入ってくるんですよ。このことをただしたんですよ、学校側に。

先生は何て言ったかわかりますか、教育長。「いや、私はこんなことは言ってない」と、「担当の取材にきた記者の方に、いじめが解決したなんてことは言ってない」ということをおっしゃられたんですよ。

今の教育長の答弁だと、本当にいじめは解決したと思っていましたということなんですけれども、私が直後に、次の日に電話したときには、「こんなふうにはコメントしてない」と、「中日新聞」、訂正、「報道が勝手に書いたんだ」という言い方をされたんですよ。

どこに真実があるのかなと、非常に学校に対して不信感を持ちました。今の教育長の答弁に対しても、物すごく不信感を持ちます。どちらが正しいんですかね、教頭先生はそんなようなことをおっしゃってみえませんでしたか。「こんなことは言ってない」と、「引き続き指導していた」というような話をしてみえませんでしたか。確認をさせてください。

No.201 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

No.202 ○教育長(後藤 学君)

この問題については、基本的に学校としては解決したというふうに考えているというふうに聞いております。

最初に、いじめとは何かとか、どういう段階でもって解決したかというようなお話がございましたけれども、いじめにつきましては、たしか文科省の調査だったと思いますけれども、今非常に難しい問題で、本人が先生になかなか話をしない。

それから、よく子どもが自殺して、その後で遺書が出てきて、初めて親がいじめがあったことを知ると。親にも話さないというような、いじめがあっても、なかなか外にそれが出ていかないというような実情がありますので、今回の場合、解決したというふうに聞いておりますが、そういういじめという問題がそもそも、非常に何がいじめなのか、あるのかないのかということがわかりにくい問題であるという、そういういじめという問題の特殊性が、背景にあるかなというふうには考えております。

私どもとしましては、学校と、それから親と、それから問題の生徒との関係は、非常にうまくいっている。本音で話し合える、そういう関係ができていうふうに聞いておりますので、その中でそう間違ったことが話されているというふうには思っておりません。

それから、ここまで申し上げていいかどうかわかりませんが、学校と警察とのやりとりですね、そういったものの記録が教育委員会のほうに回ってきておりますが、その中で警察

のほうも、いじめというのはどうかというような言い方をしておられるんですね。

そういったところから、いじめは今はないというふうに、原因がいじめであったということではないというふうに判断したということです。

No.203 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

伊藤 清議員。

No.204 ○22番(伊藤 清議員)

まあこれ以上やっても平行線ですのであれですけども、でもやはり今も教育長は言われたんです、「いじめは解決していた」と。でも実際は、そうじゃなかったわけじゃないですか。だから、そのことについて学校側が、こういうコメントをするのは私はおかしいと思うんです。

今も教育長が「いじめは解決した」とおっしゃられますけれども、そうじゃなかったわけじゃないですか。だから、それを言い続けることによって、いじめの子、いじめられる子、傍観する子、みんなに間違ったメッセージを送っているんですよ、今も。と私は思うんですね。

そのいじめを先生に言いにくい、親も含めてなかなか言い出しにくいと、言わないと。それって原因はどこにあるのかなと考えるべきじゃないですか。

大人、私も含めた一人ひとりの大人が、本当に子どもたちのことを考えてあげれば、こんなことにはならんのですよ。体を張って守ってやらなければだめなんですよ。私の立場と学校の先生の立場は違いますので、同じ対応ができないことは百も承知ですけども、間違ったメッセージを今後は与えないでいただきたいと。

豊中の問題については、この程度に、納得はしておりませんが、納得はしてないので、ついでに後からで結構です、確認をしておいてください。豊中の先生は、私にそうやっておっしゃったんですよ、直後に。だから、私も一応は納得をしたんですけども、「いじめが解決したと、1学期で解決したなんていう話は、新聞記者にはしていない」ということを、私に言われたんですよ。そこら辺、後からで結構です、確認しておいてください。

それから、裏サイトの対応につきましては、教育部長のほうから、見つけたら直ちに通報ということがございましたけれども、適切な対応かと思いますが、その見つけるまでの過程について、伊賀の例を挙げてお話をしたんですよ。

見つける努力を、作業を、今現状どうやってやってみえるのか、教えてください。

No.205 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

No.206 ○教育長(後藤 学君)

ちょっと私のほうからお答えいたしますけれども、今の裏サイトですね、については聞いておりますが、特に今この裏サイトのことで、大きな問題が起きているというわけではないので、とりたてて、このことについて先ほど言われましたモニタリング携帯ですか、を使って、先生方がチェックされるというようなことまでは行っておりません。

No.207 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

伊藤 清議員。

No.208 ○22番(伊藤 清議員)

教育長、大きな問題が起きてないからではなくて、大きな問題が起きてからでは困るわけじゃないですか。

そういうことを言うと、さっきの豊中の話をまた持ち出したくなるんだけれども、こういうことが、例えば全国で児童生徒が自殺をしましたと。学校はいじめはなかったと。後から遺書なんかが出てきて、いじめがあったと。そんなことになってからでは遅いわけですよ。

今、「裏サイト上で問題がない」と、「大きな問題はない」とおっしゃいますけれども、それは知らないだけであって、子どもたちの間ではいろんなことが現実起きているわけですよ。

ですから、見つけるというのは、本当に大変な作業です、これは。それは私ももう理解しています。これは先生方にモニタリングの携帯を渡すから、おまえらで探せと。大変な作業であることは百も承知なんです。

ただ、伊賀のお話をしましたよね。モニタリングで先生たちが見ているんだよ、大人が見ているんだよという、そのメッセージを発信することなんですよ。

実際に、そこで発見をして削除依頼をする。大変なことは百も承知なんです。メッセージを送るべきじゃないかと、抑止力としてということなんですけれども、どうですか。

No.209 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

No.210 ○教育長(後藤 学君)

裏サイトのチェックにつきましては、今言ったような方法ですね、先生方にさせていただくと

というのは、今の先生方の忙しさ、この状況の中ではとても難しいことだと思います。

まあ最近、最近といいますか、来年度から東京のほうでは、民間会社で、そういった裏サイトをチェックするようなサービスがあるというようなことも聞いております。それを東京都は導入するというようなお話も聞いております。

それをどういう形でやるのか、どの程度費用がかかるのかということまでは、調査はいたしておりませんが、深刻な問題が発生するようであれば、もう一度豊明の状況をよく調査した上で、そういったことも検討の対象になるかなというふうに思っております。

以上です。

No.211 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.212 ○教育部長(野田 誠君)

ちょっと事実関係を詳細には掌握しておりませんので、確認させていただきました。

裏サイトのチェックは学校の先生、生徒指導部の方が担っているということです。

以上です。

No.213 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

伊藤 清議員。

No.214 ○22番(伊藤 清議員)

教育長も就任をされて、まだ半年でありますので、教育の現場の実際ということは、なかなかご理解をいただいている部分もあるのかと思いますけれども、やはり大切な子どもたちの将来を預かる立場のトップでございますので、ぜひ裏サイトについても、もう一度申し上げます。

裏サイト、今の部長からお話のありました、担当の先生がご努力いただいている。それは本当にありがたいことですが、大事なことは市を挙げて、学校を挙げて、見ているんだよと。あんたたちのことを見ているんだよと。いじめている子にも、いじめられている子にも、傍観する子にも、このことにこだわるんですけれども、メッセージを発信すると、抑止力にしていくということなんですね。

ですから今、教育長がおっしゃられた学校の現状、これ以上仕事を増やしたら先生が大変だ、みたいな話と、私は相矛盾するんじゃないかなと思うんですけれども、今、指導担当の方がチェックをしてみえるということであるならば、それを一人に押しつけるのではなく

て、学校の先生で共有していただいて、少しの時間をそういったことに当てていただいたらどうかと。子どもたちには大きなメッセージとして発信できると思うんですね。

申しわけないですけども、再度お願いします。

No.215 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

No.216 ○教育長(後藤 学君)

裏サイトというのは、生徒が見るから問題になるわけですので、私は一番簡便な方法は、その生徒たちから、そういうおかしな書き込みがあるかどうかということ、先生にきちっと話をしてもらうというシステムをつくることのほうが、大事かなというふうに思っております。

先生がわけもわからずといえますか、やみくもに調査をするというのではなくて、そういった生徒の力も借りるというようなことも含めて、考えてみたいというふうに思います。

No.217 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

伊藤 清議員。

No.218 ○22番(伊藤 清議員)

そのとおりなんです。教育長、おっしゃるとおりで、伊賀市のほうでも、モニタリング用の携帯電話で2校、2つの学校で、毎月毎月交代しながらということなんですけれども、現実には無の状態からそれを探り当てるといのは、もう無理ですね。

ですから、おっしゃるとおりで、伊賀市のほうでも、子どもたちからの情報を頼りに、そこにたどり着いて内容をチェックするということをやっております。

今、教育長のほうからそういうお話がございました。そういうことを、子どもたちからの情報をもらいながら進めていきたいということでございましたので、ぜひ裏サイトというのは、これからいじめの多分中心にというか、主流になっていくだろうと。悲しいことですが、いじめの形態はどんどん変わっていきますので、今後はネット上でのいじめということが、大変大きな問題になっていくだろうと。

教育長がおっしゃるように、大きな問題が起きてないから何もしないではなくて、大きな問題を起こさないように、メッセージをぜひ発信をしていただきたいと思います。

最後の教育長の答弁については、満足が100%とは言いませんけれども、多少前向き

に考えていただいているようですので、そのことについては、ぜひ早急な取り組みをお願いをしたいと思います。

携帯電話の持ち込みにつきまして、原則禁止ということなんですけれども、実際に持ち込みはどの程度、特に中学校ですよね、授業の妨げになっているような事例はないでしょうか、お聞きをいたします。

No.219 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.220 ○教育部長(野田 誠君)

私どもの知る限りでは、特段お聞きしておりません。

No.221 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

伊藤 清議員。

No.222 ○22番(伊藤 清議員)

携帯電話の持ち込みは、教育部長はお聞きをしていないということですが、現実には私の知る範囲では結構あるんですよ。

授業中にメールをやったりだとか、それこそ電話が鳴ったりだとか、そういったことが現実あるものですから、そこら辺についても指導を徹底していただきたいと。

だめなものはだめと、どんなへ理屈をつけてもだめなものはだめだよと。これはルールだよということを、やっぱり教えていただかないといかんと思うんですよ。

そうしたことから、携帯電話の持ち込みについても、ぜひ徹底をしていただきたいと。携帯電話を取り巻く環境ですね、特に学校裏サイトの問題についても、今、多少前向きに踏み込んだ発言をしていただきましたので、これ以上申し上げませんが、ぜひ子どもたちを守るために、教育長、先頭に立って頑張っていただきたいということをお願いしながら、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

No.223 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、22番 伊藤 清議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時40分休憩

午後2時50分再開

No.224 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。
13番 前山美恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.225 ○13番(前山美恵子議員)

では、発言の機会を得ましたので、壇上より質問をさせていただきます。

まず1点目の質問、高齢者が安心できる介護保険制度に見直しを求めて質問します。

第4期介護保険料が議案上程され、現在の段階では、基準額が月額 3,900 円となり、階層を9段階にし、第1段階は基準額の 0.25 と、低所得者に配慮された計画が示されました。基準額で比較をすると、前回から月額 650 円の引き下げであります。

ところで、保険料の引き下げの財源に、現在まで積み立てられた基金のうち、1億 6,000 万円が充当されました。これは第3期で、今年度末までに高齢者から取り過ぎた保険料が、推定 3.2 億円も積み立てられている中の5割にしかなりません。残りの 1.6 億円も高齢者に返すのが当然のお金であります。

さらに、本来 25%保証されるべき調整交付金が、ここ最近では 20%しか交付されておられません。今回も 20%しか交付されないと思われませんが、この差額を1号被保険者がかぶることになっております。額にして4億円以上であります。

また、地域支援事業が、第2期までは一般会計で高齢者福祉事業として進められていたものを、介護保険制度の中に組み込まれました。額にして2億 5,000 万円です。これらの負担が全部1号被保険者にかかってくることから、保険料が高くなるのも当然といえます。

一般会計の繰り入れや、さらなる基金を取り崩して保険料の引き下げに充てるべきだと考えます。見解を求めるものです。

以上のことを考え、1号被保険者に負担がかかり過ぎていることを考えますと、非課税者など、低所得者からの保険料の徴収はあってはならないものとする考えです。免除や減免制度を創設すべきと考えます。この点について、ご答弁を求めるものです。

2点目は、要介護認定の見直しについての質問です。

第4期から要介護度の調査と認定の仕組みが変更されます。これまでの認定の仕組みでも、認知症などを中心に、実態がきちんと把握されてこなかったのが問題になりました。

また、最近の給付抑制の中で、状態には変化がなくても、軽度に変更されることが問題になっていますが、今回の見直しは調査項目を削減し、特記事項の欄も減らすことが盛り込まれており、この方式のモデル事業では、要介護度1から5の人のそれぞれ2～3割程度が、現行方式より軽度に判定されるおそれが報告をされております。

このことは、介護サービスの利用が制限され、生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあり

ます。この対策について、お聞かせください。

2つ目の質問に入ります。

後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する施策について質問をします。

昨年4月から始まりました後期高齢者医療制度で、年金天引きでない、普通徴収の人の滞納者が続出しているということが報道されました。制度として、1年以上滞納し、悪質滞納者とみなされると、保険証を取り上げられ、かわりに資格証明書が発行されることとなります。

この問題では、広域連合議会で我が党の名古屋市議、田口議員が議会で質問をしておりますが、これに対する広域連合長の答弁は、保険料を納付する資力が十分にありながら、特別の事情もなく、長期にわたって支払わない悪質な滞納者に限って交付すべきものとの認識を示しました。

また、滞納者には、何よりきめ細やかな納付相談を行うことが大切だとの考えも示されました。

このことでは、事実上、徴収事務を担っている本市の判断が重要になってまいります。資格証明書の発行は広域連合がすることであっても、本市において、高齢者に資格証明書を発行させない対策が求められます。

もともと、無年金や低所得者からの強制的な保険料徴収が高齢者を苦しめているのですから、納付相談ばかりではかえって高齢者を苦しめるだけです。さらなる減免制度が求められますが、厚生労働省は広域連合や市町村で軽減を認めていますので、まず国や広域連合に求めていく必要があります。

また、本市でも工夫して対策を講じていただきますよう、求めるものです。

次に、国は、この医療制度に対する国民の批判が強いことから、保険料の軽減策を講じてきました。今年度には、均等割の7割軽減世帯の場合、これがすべて8.5割軽減となっています。21年度はこれを9割軽減にしますが、その対象者を、全員が年金収入の80万円以下に限定されたため、7割軽減に戻ってしまう人も出ます。

この不公平が滞納の原因にもなりかねません。この格差是正のための対策をお聞かせください。

3つ目の質問に入ります。

自衛隊への適齢者情報の閲覧は中止を求めて質問をします。

ここ最近の自衛隊の動きが注目をされます。在日米軍の再編や自衛隊強化の動きが活発になっています。また、自衛隊が米軍と一体化して戦える軍隊になるための動きに変貌しつつあります。

これは、2004年11月の自衛隊のあり方検討会議のまとめの文章でも明らかであり、また自衛隊第十師団の前師団長が着任のあいさつで、「陸上自衛隊は武力集団」といった発言をされたそうであり、今や自衛隊もさま変わりしてきたことを認識させられます。

さらに、自衛隊前航空幕僚長、田母神氏が懸賞論文で、「日本が侵略国家というのはま

さにぬれぎぬ」などと述べた問題から、自衛隊の幹部学校では、田母神氏が論じた歴史観、戦争観が教育されているということも明らかになっています。

こうした教育が組織的に行われている自衛隊に、青年が勧誘され、入隊されることは大変憂えることだと考えます。

以前から本市では、自衛隊が求める情報を住民基本台帳から閲覧することを認めていますが、住民が知らないところで、自分の情報が自衛隊勧誘に利用されているということは重大だと考えますが、本市が入隊適齢者情報の閲覧を認めているのは何によるものでしょうか、お聞かせください。

またその後、個人情報保護法が制定されてきましたので、この法の精神を重んずるなら、自衛隊への情報の閲覧は拒否することができるのではないのでしょうか、お聞かせください。

最後の質問に入ります。

公務や公共サービスに従事する労働者の暮らしを守るための施策を求めて質問します。

1点目の質問は、公契約制度についてであります。

現在、地方自治体では、物品やサービス、請負などの契約をする際には、入札や随意契約などの方法が定められております。しかし、これらの制度が、可能な限り安い価格で調達することで、税金の無駄をなくすという考え方に基づいていることから、価格という要素で業者を選ぶという手法がさまざまな問題を生み出しています。

そこで、総合評価入札制度への転換が図られ、価格以外の要素である他の社会的価値も含めた入札制度が試験的に進められているところです。

さて、公契約とは、公共工事や公共サービスについて、発注する公的な機関と受託する事業者との間で交わされる契約のことであり、この公契約の中に、生活できる賃金など、人間らしく働くことのできる労働条件を確保するための条項を定めるのが特徴とされています。

この公契約の基礎となっているのが住民の税金を使う公共事業で、利益を得ている企業が、そこに働く労働者に対して、人間らしい労働条件を保障すべきであり、発注者である行政がそれを確保するために責任を負っているという考え方に立っています。

要するに、住民の税金を使って、ワーキングプアをつくってはならないという重要な考え方にも立っているということです。

もっとも、公契約条例制定に対する運動が取り組まれておりますが、これは公務、公共サービスが市場主義に傾斜しつつあり、行政の公共性、公的性格が失われようとしている中で、この市場機能を正常化させながら、公正な労働条件を確保させることで、住民生活の改善につなげていく運動であり、根底には住民とともに歩むことを含んでいる運動であります。

こうした考え方に立って、自治体で公契約条例の制定を目指して、各地で運動が広がっ

てきています。この運動の中から、国に対して公契約法制定を求める声も高まり、意見書を提出する自治体も増えてきました。

ところが、残念ながら、政府は国際的な労働機関、ILOの公契約条約に批准しようとしていない国であり、先進国の中では異例というべき存在になっています。

さて、このことから本市でも、保育園の調理員の民間委託が始まろうとしています。委託先で、今申し上げたようなことがあってはなりません。この機会に、公契約制度導入に向けての取り組みをされてはいかがでしょうか、ご答弁を求めるものです。

2点目の質問です。

自治体の非正規職員の全国の実態調査結果が発表されていますが、この中では、非正規率が28%、その8割が200万円以下の官製ワーキングプアと呼ばれる状態であるということが浮き彫りになりました。

これは、全自治体を対象にした初めての調査で、臨時非常勤職員の6割以上は、フルタイムかそれに近い状態で働いており、3割は勤続3年を超えているというものです。

こうした仕事は、住民サービスの担い手であるにもかかわらず、時給も900円未満や月給16万円未満が半数を超えているという状態です。これは、全国的な調査ではありますが、これと比較をして、本市の場合、非正規率は約43%となっております。

問題は、保育園や図書館、児童館など、住民サービスに直結する部門で、正規職員と同じ仕事をしていながら、身分保障がなく、賃金や休暇などが低く抑えられていることは、以前から問題となっていました。そのため、さまざまな改善が求められているところです。

08年の人事院勧告で、「非常勤職員に対する給与について」という事務総長の通知が出されてきました。この中では、給与の改善とともに期末手当に相当する給与を、勤務期間等を考慮の上、支給するよう努めることとしております。

来年度から勤務時間の短縮が始まり、今でさえ低賃金を余儀なくされている非正規職員に、期末手当の支給を図ってはどうか、ご答弁を求めるものです。

以上で、壇上からの質問を終わります。

No.226 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.227 ○健康福祉部長(濱島義和君)

健康福祉部に2点ご質問が寄せられましたので、順次ご回答を申し上げたいと思います。

まず最初1点目、高齢者が安心できる介護保険制度に見直しを、の前段の部分でございます。

第4期では、準備基金の約半分の1億6,000万を取り崩しまして、保険料額の軽減に充てていきます。

ご質問にあります、国からの調整交付金の5%相当額を一般会計から繰り入れとありますけれども、厚生労働省が示す単独減免の三原則遵守の制約もございまして、制度上難しいものと考えております。

また、低所得者の減免制度の創設とありますが、今回の所得段階の設定に当たりましては、現行の6段階から、実質9段階の階層設定をさせていただくことによりまして、低所得者の方に漏れなく保険料が軽減されるよう配慮をいたしました。

2点目の介護認定の新方式の部分でございますけれども、介護認定の一次判定ソフトが、新年度より認定調査項目の見直しによりまして変更されます。

先に実施されました国のモデル事業の結果では、現行とモデル事業の二次判定による判定結果の比較を見ますと、全国データにおきましては、軽度判定率、軽度に変わる率が20.1%。重度判定率、さらに重くなる率ということですが、こちらの数字が16.7%でありました。

その同じものを本市のデータに当てはめると、軽度、重度判定率につきましては、同率の13.3%でありました。したがって、全国データよりばらつきが少なくなっております。

今年4月、来月から本番実施されますが、議員がご指摘のように、認定者にとって重大な問題でありますので、認定調査員、さらに審査会委員への研修等を引き続き実施していくということで、要介護度認定の平準化、これのばらつきを最小限に食いとめていくということを図っていきたいと考えております。

続きまして、ご質問の2点目、後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する施策についてでございます。

後期高齢者医療制度におきます資格証明書の発行につきましては、国の指針で「資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質なものに限って運用する」ということが示されております。

したがって、愛知県広域連合も、豊明市も、この指針に基づき、運用しているところでございます。

ご質問にあります、無年金者や低所得者への資格証明書の発行は現在考えておりません。

なお、広域連合では、短期保険証につきましても、21年4月1日より、現行の3カ月から6カ月へ緩和する方向で要綱改正を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、個々の状況に応じて、個別に相談をさせていただきながら、きめ細かい対応をしてみたいと考えております。

次に、保険料の軽減についてでございますが、従来の均等割7割、5割、2割軽減の上に、20年度に国会のほうで決められまして、中途におきまして、国の特別軽減策として9割軽

減が上乘せされたものであります。

既に保険料を納付された方については、9割軽減ができませんので、20年度は7割軽減の方を一律に8.5割軽減としたものでございます。そのために、一時的に有利になられた方がおられるものということが判明をいたしております。

法令により、以上の軽減策が全国一律に施行されますので、県広域連合や豊明市独自の施策につきましては、これ以上の軽減は考えておりませんので、よろしく願いをいたします。

終わります。

No.228 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.229 ○総務部長(山本末富君)

それでは、私のほうからは2点ご回答を申し上げます。

まず、1点目の自衛隊への適齢者情報の閲覧中止を求めて。

自衛隊に対します適齢者情報につきましては、自衛隊法施行令第120条の規定、これは「防衛大臣は、自衛官の募集に関し、必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告又は資料の提供を求めることができる」。こういった規定でございます。

これに基づきまして、適齢者リストによる情報の提供を、市に要請されているところでございます。

しかし、市の個人情報保護条例第10条第2項第3号において、「提供できる場合は、当該個人情報を利用できることについて相当な理由のあるとき」と定められており、19年度において、リストによる情報提供した市は、本市も含め、県下においてはございません。

現在、自衛隊は、住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧により対応されてみえます。

今後につきましても、従前と同様に対応していく考えでございます。

続きまして、2点目の公契約制度の導入でございますけれども、本市の行う契約につきまは、契約が公平、公正で、透明性の高い入札契約手続のもとで、契約の適正な履行を図っております。

建設工事及び業務委託など、公共事業の契約につきましては、豊明市契約規則に基づいて行っております。この豊明市契約規則においても、契約の当事者は、おのこの対等な立場における合意に基づいて、公正な契約の締結が規定されており、契約の履行に関し、信義に従って誠実に履行しなければならない旨も規定されております。

なお、労働者の労働条件、賃金などにつきましては、労働基準法や労働関係調整法などで規定されておりますし、労働者の最低賃金を保障し、労働者の生活の安定、労働者

の質的向上、国民経済の健全な発展を目的とした最低賃金法の規定もございます。
現在のところは、関係法を遵守することで、公契約制度の導入は考えておりません。
以上で答弁を終わります。

No.230 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.231 ○企画部長(宮田恒治君)

臨時職員の期末手当の支給の質問がありましたので、この件についてお答えしていきます。

市の厳しい行財政運営の中で、市民の方からの効率化の要請にこたえるために、スリムで効率的な行政を目指しています。職員構成の見直しに取り組んでいるところでもあります。

こうした状況の中、一つの手法として、市では正規職員がみずから対処しなければならない業務以外は、どのような対処が最適な方法であるかの検討を行い、その一つとして、臨時職員の採用を行ってきております。

臨時職員の期末手当の件ですが、市もかつては特別奨励金という名目で、就業時間数に応じて支出をしてまいりました。しかし、平成16年度にこれを廃止し、このことを考慮して賃金単価に含めて改定をしてまいりました。これで現在に至っておりますので、現在の賃金単価には、一時金相当分は支給されているものと認識をしております。

以上で終わります。

No.232 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.233 ○13番(前山美恵子議員)

では、介護保険のほうから入っていきたいと思います。

介護保険料ですけれども、国が介護報酬を3%上げることによって、さまざまな保険料値上げがあるからということで、今度の補正で特別交付金がまいります。

これは要するに、国が一般会計から介護保険の特別会計に繰り入れるということで、いわゆる今ご答弁がありましたように、三原則は絶対だめという、この中に一般会計から繰り入れるなという内容のものが含まれていると思うんですけれども、私たちは前から一般会計から繰り入れろと言ってまいりましたが、国がこの三原則があるからいかぬと、今

までそう言ってきました。

でも、国がこういうふうで、一般会計からの繰り入れをみずから破ったわけでありますので、地方自治体でも堂々とこれは一般会計から繰り入れることができると思いますが、この点についてはお考えはいかがでしょう。

No.234 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.235 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

確かに特例交付金ということで、さらに保険料を軽減ということだけでいただけるわけですが、じゃ、それが即三原則どうのこうのという部分、今おっしゃられましたけれども、これには一つ考え方の問題があるのではないかなというふうに思います。

ただ、最近国では、厚生労働省ですけれども、とにかくこういった形で非常にぶれた政策がおきてまいります。正直申し上げて、戸惑いも感ずるところであります。そうした部分がありますので、今しばらくこの厚生労働省の三原則に抵触するような政策については、ちょっとどうかなというふうに私どものほうは思っているところでございます。

終わります。

No.236 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.237 ○13番(前山美恵子議員)

一般会計の繰り入れは、要するに国は、保険料が上がるから特別交付金で充てようということで一般会計へ入れているものですから、保険料の引き下げに充てるためには、市だって一般会計から繰り入れができるという、それにつながるということはおわかりだと思いますが、やはりこれをやっていかないと、例えば低所得者とか、それから保険料の引き下げのための財源を1号被保険者で賄っているということでは限界がくるからですけれども、私が壇上で申し上げましたように、本来なら、調整交付金が5%、これは4億数千万円です。これがもう1号被保険者が分け合って保険料で払っているわけです。

それと地域支援事業、2.5億円ですけれども、これも本来、一般会計でやっていたところを保険料に組み込まれたわけです。もともと一般会計であったものが1号被保険料に入ったわけですので、それと反対のことをやるということは当然できるはずですよ。

国がこういうふうになつたので、これは勇気を持って変えていくことをやっていただきたいと思います。

それで今回、3億2,000万ある基金、初めは2億6,000万ということでお聞きをしていました。そのうち、1億6,000万を崩すんだよ、あと残りは1億。私は1億を残すのはちょっと多いなというふうに思っていたんですけども、これがさらに1億6,000万、ちょうど半分半分になるわけです。

この1億6,000万を残す理由、これをお聞かせいただきたいんです。

No.238 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.239 ○健康福祉部長(濱島義和君)

私どもも、昨年の10月に策定委員会の資料をつくっている段階で、確かに2億6,000万程度というふうに踏んでおりました。

しかしながら、その後計算いたしまして、最終的に、今議会にご提案申し上げます補正予算からきて、1億2,000万円ほどを基金に積み立てできるということが判明いたしました。

この要因につきましては、多々あると思います。いわゆる重度化が進まなくて、その部分で介護給付が伸びなかったということがございますので、そういった部分を含めて、現在のところ、3億余の積立金ができ、今回の場合は、計画どおり1.6億を入れるということで進めております。

終わります。

No.240 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.241 ○13番(前山美恵子議員)

これからまだ補正が出てくるわけですので、今まだ残っている、あと1億6,000万のうち、これを崩して介護保険料の引き下げに、まだまだ間に合うのではないかと思うんですけども、どうしても、1億6,000万をなぜ残さなきゃいけないかということ、ちょっとお尋ねしているんですが、お願いします。

No.242 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.243 ○健康福祉部長(濱島義和君)

まず1点目につきましては、現行の1.6億を第4期に入れまして、介護保険料が設定をされているということ。

それから、先ほど厚生労働省がぶれるというお話をいたしました。確かに夏以降は、余剰金を投入しなさいということで指導がございましたが、その以前には、いわゆる第4期のみならず、第5期を見据えた、いわゆる中長期的期間を設定して円滑なる運営をという部分もございました。

そういった方針が違ってきたということを、私がぶれるという表現をしたわけですが、そうした部分がございますので、私どもは安定した介護保険の運営ということで、やはり4期、5期を見据えた運営を考えていきたいと、このように考えております。

終わります。

No.244 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.245 ○13番(前山美恵子議員)

ぶれた政策で振り回されるのはいつも地方ですけれども、今、部長が言われたのは、8月21日に、なるべく準備基金の取り崩しをちゃんとして、第4期に介護保険料の引き下げに充てなさいよという通知。その前に、控えなさいよという指示が出ていたかもしれませんが、基金の取り崩しについては、多分これが8月21日が最後のあれだと思うんですが、「基金については、最低必要と認める額を除き、そのほかについては、介護保険料の上昇を最小限にするために基金を充てなさい」という、こういう厚労省の文章ですけれども、ですから、私は最低限必要と認める額が1億6,000万というふうに解釈をしたものですから、それなら第4期で、この1億6,000万というのはどういうものに使われるかということを確認にしないことには、これは説明にならないと思うんです。

これは、第4期は第4期で、給付額はどれくらいになって、サービスはどれくらい使って、どれくらい的人数が増えてと、これは緻密な計算をもう何回もやってきたわけですよ。

ですから、それは4期の3年間の分については、きっちり差し引きちゃんとゼロになるように保険料も決められているわけです。今まで残ってきた3億2,000万を残すのではなく、これも充てたって、普通はマイナスにならないということですよ。

それと、県のほうの基盤安定の基金の積み立てが、今回は市のほうから持ち出しをしなくてもいいということは、満額積み立てられているということです。これは今までの1号被保険者の保険料から全部積み立てられたわけですね。

ですから、今言いたいのは、1号被保険者がさっきの4億円やら、2億5,000万のこれもかぶって、しかも、県のほうに積み立てられる基金の分も保険料で払ってきた。しかも、市のほうに3億2,000万もたまった。これはみんな財源は保険料です。だから、高齢者の人は重くって払えないという状況が生まれるのは当然です。

ですから、この機会に、ちゃんと全部基金を充ててもっと安くしなさいというのが今回の目的ですけれども、この点について、ちょっともう一回詳しくご説明をください。

No.246 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.247 ○健康福祉部長(濱島義和君)

昨年の12月議会で、議員は一般質問を行われました。減免をという一般質問でございますが、このときの答弁といたしまして、いわゆる減免規定につきましては、申請主義になりますので、漏れる方がみえます。

したがって、今回、ご提案の部分につきましては、所得第1段階については、現行の0.5から0.25、それから所得第2段階につきましては、0.5から0.45というビルトイン方式を採用いたしました。

そういうことで、低所得者の層におきましては、減免という形ではございませんけれども、このほうが漏れなく軽減という形で、第4期については進んでいけるのではないかと考えております。

それから、必要最低額の基金の部分ですけれども、今現在、給付費を1日550万円ほど支出いたしております。そうした部分もあります。

そして、介護保険スタートの折に、平成12年度からスタートしておりますが、この折に、いわゆる策定委員会の委員のほうから、基金については1億円という数字、ガイドラインが示されております。

結果、現在では1億6,000万ですけれども、この第4期の計画当時は、1億円という数字で履行いたしまして、第4期に反映する余剰金については1億6,000万、基金は1億円という計算でスタートいたしました。

現在は、その基金の額が6,000万伸びたということで、ご理解いただきたいと思っております。終わります。

No.248 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.249 ○13番(前山美恵子議員)

いろいろ説明を聞いても、ちょっと苦しいご答弁をされているのですが、日進市は3億円の基金が積み立てられたのですが、ほとんど全額を介護保険料の引き下げに、2億6,000万を充てるといふので、あと残りは4,000万しか残らないのですけれども、そういうふうで、日進市は基準額が3,670円です。

私もこれ、あと1億6,000万残っているなら、せめて1億は保険料の引き下げに充てられるんじゃないか。

そうしましたら、第1段階の人、これは生活保護、もともと第3段階から第1段階までの人は、ほとんど生活保護基準の収入しかないわけです。もともと介護保険料を払うのが大変酷な状況ですけれども、ここでも、減免制度がだめというのなら、この1億円を充てて、全体に介護保険料をもっと下げることができるのではないかというふうに思うんですね。

1億円を充てますと、平均して月額217円下がります。ですから、大体日進市のほうと似たり寄ったりですよ。せめてこれくらいの努力は必要じゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

No.250 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.251 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

日進市の事例をご紹介いただきました。

日進市は、第3期につきましては県下1番で、市長のマニフェストもございますので、介護保険料を2分の1にするという大公約がございました。これはご存じのとおりだと思います。

そうした部分で、日進市は3,670円という数字をはじき出してスタートしたというふうに、私は理解しております。

私どものほうは、これで、今後国の3,000万の交付金を入れまして3,845円、実際的には端数を調整しますので、3,840円程度になろうかと思いますが、この金額で第4期、4月をスタートさせたいと、このように考えております。

終わります。

No.252 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.253 ○13番(前山美恵子議員)

市長の公約だから日進市だけが下げたわけではなくて、知立市でももう3,200円とか、うちより安いとか、低い介護保険料については、もう二十何市あるんですよね。3,800円以下のところも、3,700円とか、3,400円とか、基金を皆さんどこでも充てられていらっしゃるんです。

ですから、うちでも、こんなに基金を残すことはない。全部使えとは私も言っておりません。1億円をあと残り使って、6,000万円を何かの不足のときに充てられて、もっと足らなければ、県の安定基金から借りられるわけですから、ここに満額県のほうでためられている、もうあちこちで基金はためられているけれども、保険料が払えなくて1号の人たちが大変苦しんでいるというのは、本当に逆じゃないかなというふうに思うものですから、やはりそのことを考えて、さらに基金の繰り入れを考えていただきたいと思います。

それから、介護認定の新方式がこれで変わるということで、研修をとということですが、去年ですか、県からの査察があって、私の身近なところでも介護2から介護1になってしまって、デイサービスが使えるかどうか、大変心配したとか、介護サービスの限度が変わってくるんですね。

ですから、これを、4月に始まったら、この人はもう介護サービスを取り上げられるという事態があってはならないものですから、研修どうのこうのより、4月からそういう場合のときにどうするかという、こういう対策会議というのは、そういう人たちは下がると、認定調査をやっているものですから大体市のほうでつかめますよね。そのところで、サービスが落ちないように何とか手だてができるでしょうか。

それと、今回の調査項目で、ちょっと比較をしてみたら、実は認知症の関係が、例えば火の始末や火の元の始末ができないというのは、もうこれはカットされていたりとか、排泄物をもてあそぶというのもカットされていたりとか、もう認知症の項目がほとんど削除されていて、認知症がつかめられない。これが下手をすると自立になってしまうという傾向があるものですから、この点についてのきちとした対処を、もう初めから予測をして考えておいていただけるのでしょうか、ちょっとお願いします。

No.254 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.255 ○健康福祉部長(濱島義和君)

最初の答弁で、研修というふうに申し上げました。

最初の答弁では、いわゆる二次判定の部分であります。当然、二次判定の前に一次判定、いわゆるコンピュータ判定があります。コンピュータ判定の場合は、実はもっとばらつきがございました。二次判定につきまして、13%という数字にいわゆる平準化ができた。

ということは、いわゆる認定審査会の先生方の資質が高いなというふうに理解をいたしております。

なお、このモデルにつきましては、昨年の11月に国から15件いただきまして、やった部分でございます。

終わります。

No.256 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.257 ○13番(前山美恵子議員)

施設のほうにもお伺いして、ちょっとお話を聞いてきたんですけれども、施設の場合は、介護1からしか入所ができないのですけれども、前回の査察のときでも、要支援に変わってしまったから出なきゃいけないということで、次のところを探して移っていただいたということがあります。そこへ移れば、当然サービスは受けられないということになるんです。

今回も、そういう割と介護度の低い人が退所をしなきゃいけないということになるのですよね。

ですから、介護サービスを受けられなければ逆戻りするわけですから、こういう対象が出た場合でも、やはり引き続きやれるようにもう一回認定をやり直すとか、何かいろいろ方策はあると思うんですけれども、こういうことがきちっと考えていただけるのでしょうか。その点についてお聞かせください。

それから、後期高齢者のほうの引き続きですが、資格証明書は広域連合のほうで、こちらの市のほうは、保険料を集めて広域連合のほうへ渡すものですから、入ってこない人について、広域連合がこの人は資格証明書だということになるのではなくて、やはり市のほうでこういうふうになりそうという人は多分わかりますよね。

こういう人については、きちっと納税相談もしてちゃんとやっているんだよということを、きちっと広域連合のほうに伝えて、資格証明書も絶対に発行させないというふうな対策を打っていただけるのでしょうか。

No.258 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.259 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

まず、介護保険のご質問でございます。

いわゆる認定が下がった場合に対策はしていただけるかという部分だと思いますが、いわゆる介護度が下がれば、どうしてもサービス受給云々という話になれば、当然ついてみえる方、ケアマネジャーさんがおみえになります。私ども地域包括センターには、主任ケアマネジャーという資格者もおります。そうした部分で、実はネットワーク会議というのを立ち上げております。

そうした場合、個々に相談したり、さらには区分変更申請を申請していただいたりという事で、要介護者に対しまして、できるだけ不利益にならないような手だてをやっていきたいと、このように考えております。

それから、資格証明の関係でございますけれども、先ほど最初の答弁で申し上げました、期間も延長する、相談も力を入れるという方向で、21年度は進んでいきたいと考えております。

終わります。

No.260 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.261 ○13番(前山美恵子議員)

保険料が払えない、それから後期高齢者の2番目のほうの、結局7割に戻る方が、私もお聞きしましたら、大体590人近くいらっしゃるということで、こういう人が、これも生活も生活保護ぎりぎりのところですよ。

それで介護保険料を払って、それから後期高齢者の保険料も払ってという、これが夫が90万円の年金だったがゆえに、4,000円でなくて、2人ともが1万2,000円ずつ払わなきゃいけなくなったという、こんな不公平というのではないと思うんですね。

本来なら、このところで、例えば福祉給付金とか何とか、そういう手だてができないかなというふうに思うのですけれども、ちょっとご無理でしょうか。

No.262 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.263 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

現在のところは、非常に苦しいと思います。

確かに昨年のように、後半、オール9割軽減ということでよかったですけれども、それは半年間で終わりました、この4月から、確かに議員がおっしゃるとおり、そういった対象の方が590人おみえになります。こういった方がいわゆる7割に戻られる。それ以外の方は9割軽減ということで、現在の制度ではそのようになっております。

なお、他の軽減といたしましては、所得割の部分で50%、それから被用者保険の扶養者の所得割ゼロ、均等割9割軽減、こういった部分の軽減策もございますので、あわせてご利用いただくように、相談のほうに力を入れていきたいと、このように考えております。

終わります。

No.264 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.265 ○13番(前山美恵子議員)

次に、自衛隊のほうへいきますが、法令とか法律とかで、これは法定受託義務だから絶対にだめだよということのようにお聞きをしました。

ちょっと一縷の望みをかけて質問するのですが、住民基本台帳法の閲覧のところで、「閲覧させることを請求することができる」という、できる規定になっているんですね。ですから、何か問題があれば、これはこちらのほうから拒否することができるのでしょうか。

それから、住民基本台帳法で閲覧を、自衛隊の人が来て7万人の名簿の中から適齢者を書き写していくわけですよ。市民というのは、こんな情報が流れているということは全然知らないわけです。

私の知っている人も、昔あるとき突然、高校3年の息子の家庭に自衛隊が車を横づけにして、とにかく入れ入れということで勧誘です。奥さんが断っても断ってもしつこくいらっやったということで、ここで疑問に思ったのは、「どうしてうちに高校3年の息子がいるということが、こんなところでわかったのだろう」と。こういう状態になると、大変驚きですよ。

ですから、もとはここから漏れていたんだということが、私も議員になって初めてわかったわけですが、自衛隊が閲覧をしているということ、これについては、1年に1回くらい

ですか、公示板のところに貼る程度。

これは、ちゃんと報告しているよというふうに言っているかもしれないのですが、これでは皆さん全然知らないわけですので、例えばもっと広く、やはり適齢者の方は情報がいつているんだということを知らせるということが必要じゃないかなと思うんですけども、いかがでしょう。

No.266 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

竹原市民部長。

No.267 ○市民部長(竹原寿美雄君)

まず、一番最初にご質問をいただきました、認められないという…。

No.268 ○13番(前山美恵子議員)

できることができます。

No.269 ○市民部長(竹原寿美雄君)

閲覧することができるということが、これを認めないというふうにする場合には、それなりの規定が必要であります。

この規定につきましては、現在、豊明市の住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領というのが規定をされております。

この規定の中の、第9条に規定がありまして、ここでは、市長が閲覧を拒否することができる事項というものを、10項目にわたって規定をしております。規定をしておりますが、この自衛隊の閲覧に係る当案件につきましては、この10項目の中のいずれにも該当しないということで判断をし、閲覧を認めております。

それから2つ目、告示のことでございます。

この告示のことは、今、議員がおっしゃられましたように、同じく今の住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領の中に、これは第15条になりますが、閲覧状況の公開というところで、閲覧をされた方の名称だとか氏名、それから請求事由の概要、それから閲覧の年月日、それから閲覧に係る住民の範囲ということで、この4項目にわたって、年1回、7月に公示を行うという規定をしておりますので、この規定に基づいて、毎年7月に公示をしております。

それから3点目、閲覧を受けた方に、それぞれお知らせをしなければいけないというようなご質問もいただきましたけれども、これをすべて閲覧を受けた方に全部通知をされ…。

No.270 ○13番(前山美恵子議員)

ちょっとすみません、時間がない。

No.271 ○市民部長(竹原寿美雄君)

今のところ、その通知をする考えはありません。

以上です。

No.272 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.273 ○13番(前山美恵子議員)

すみません、あと臨時職員のほうですが、今の賃金は単価が上乘せをされているからということですが、期末手当を加算してここに含まれているからということでしょうけれども、今回の人事院の通知では、一般の給与、臨時職員の給与についても明記してありますが、本市の場合、給与は多少上回っている部分もあると思うんですね。

でも、期末手当を支給するに当たって、その給与を、今回、高過ぎるから引き下げろとは言わない。今回の通知の中で、最低限の基準を上回ってるものについては、そのままにして期末手当を払いなさい、下回っているものについては上回るようにしなさいという通知であるというふうに思うものですから、なっているんです。事務総長のそういう解説があるということですが、先ほども言いましたように、期末手当が時間短縮によって、月給が1万円下がったというフルタイムの方もいらっしゃるわけです。

通知がきたなら、これはきちっと規定をすべきではないかなというふうに思うんですけれども、もう一回ご答弁ください。

No.274 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.275 ○企画部長(宮田恒治君)

国からの通知は、確かに臨時職員さんにも期末手当を支給する努力をしろ、努めろという形で通知を受けております。それはご存じかと思います。

そして、臨時職員さんのこれまでの賃金単価というのは、一度も下げたことはありません。職員給与は、人事院勧告等で変動いたします。下がったこともありますが、その段階

においても、臨時職員さんの賃金単価は下げたことはありませんし、逆に、職員が人事院勧告で上がった場合は、一緒に改正をしてきた経緯もあります。

それで、21年度ですけれども、若干でありますけれども、それぞれの職務について、少し負担が大きいと思われる単独担任の保育士さんとか、それから介護認定調査員等の賃金単価だけは一部引き上げる予定でおります。

以上で、答弁を終わります。

No.276 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

残り 40 秒を切っております。

No.277 ○13番(前山美恵子議員)

他市町と臨時職員の方の給与を比較してみたんですけれども、ほかのところより豊明市のほうが安いところもあったり、それから高いのもありました。

けれども、今、もう流れは均等待遇というか、正職の人でも1時間幾らであって、パートの人でも、前の同一労働同一賃金という、そこに向かっていくために、今回の通知が出されたというふうに理解をするんですけれども、この点でやはり今後、改善をしていただきたいと思えます。

よろしく願います。

No.278 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、13番 前山美恵子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明3月5日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦勞さまでした。

午後3時51分散会

